

## 長野県治水・利水ダム等検討委員会 第12回郷土沢川部会議事録

開催日時 平成14年11月8日(金)午前10時から午後5時10分まで

開催場所 豊丘村交流センター『だいち』(下伊那郡豊丘村)

出席委員 竹内部会長以下15名中13名(池野(隆)、植木委員欠席)

### 開 会

青木治水・利水検討室長補佐

只今から長野県治水・利水ダム等検討委員会、第12回郷土沢川部会を開催致します。

開会にあたりまして、竹内部会長からご挨拶をお願いいたします。

竹内部会長

皆さん、おはようございます。委員の皆さんには大変なにかとお忙しいところをご出席いただきまして大変ありがとうございました。今日は第12回郷土沢川部会ということでございまして、ひとことご挨拶を申し上げたいと思います。

前回の部会におきましては、利水対策につきまして審議をいただきましたけれども、その中で郷土沢川から上水道を取り入れる利水ダム案が提案されました。本日は利水ダム案につきましてご審議をいただき、そして重要なポイントである利水対策を詰め、治水対策を検討してまいりたいと思います。郷土沢川、芦部川の治水利水対策について、審議も終盤を迎えておりまして、次回には公聴会も予定しております。公聴会にご意見を求められるような案を具体的に今日は詰めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆さんには審議にご協力を賜りたいということをお願い申し上げる次第でございます。

以上、簡単でありますけれどもご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

青木治水・利水検討室長補佐

ありがとうございました。ただいまの出席委員は15名中12名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立をいたします。尚、松岡委員さんは遅れてみえられるという予定でございます。それから池野隆彦委員さん、植木委員さん、本日ご欠席というように伺っております。

議事に入ります前に、本日配布してあります資料のご確認をいただきたいと思います。

次第、座席表の下に資料1としまして利水ダム検討案、一枚です。資料2としまして郷土沢ダム建設費。資料3、硝酸・亜硝酸性窒素の処理施設。参考資料としまして、浅川部会の公聴会の時に示した案でございます。2枚物でございます。

それから本日追加資料といたしまして、吉川明博委員さんから提出をいただきました、蛇川の水利権から見た流量推計という3枚物の資料が配られていると思います。ご確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは竹内部会長さんに議事進行をお願いいたします。

## 議 事

竹内部会長

それでは議事に入ります。まず議事録署名人を指名いたします。松島貞治委員さんと松島信幸委員さんをお願いいたします。

それでは議事に入りますが、その前に資料の提出がありますので、順次資料の説明をお願いしたいと思います。まず利水ダム検討案。前回丸山委員から出された利水ダムについての費用。それからケースに応じた中身の試算をいただいたということでございまして、これについて。それからこれに合わせまして、これは郷土沢ダムに関わる建設費との比較、その点についてまずご説明をお願いいたします。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

食品環境水道課ですけれども、ご説明します。治水ダム検討案ということで示しましたけれども、指示事項について、今ここに列記してある事でございます。堆砂容量100年分、50年分というようなケース別に記載してございます。費用の算定それから規模等につきましては、飯田建設事務所さんの方で算定していただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

1案がですね、堆砂容量0とした場合にいわゆる利水容量14万m<sup>3</sup>。一日1,000m<sup>3</sup>給水するというので、水道水量については10万m<sup>3</sup>、それから流水の正常な機能の維持容量ということで4万m<sup>3</sup>、計14万m<sup>3</sup>ということでございます。ダム高さが26mということで、概算事業費が35億円ということです。以下、10年分につきましては40億円、30年分ということで50億円、50年分ということで60億円、100年堆砂ということでいきますと80億円ということでございます。

それから事業費の負担のことが書いてございますが、表面、上の方に書いてございますけれども、簡易水道につきましては水源をダムに求める場合には、現在の国庫補助制度の中での採択は大変難しい状況にあると。それから県費補助金の関係につきましては、現行多目的ダムに対する利水者の負担金ということについて補助をしております、建設事業費については補助対象としておりません。従いまして財源としましては起債であります。簡易水道事業におきましては起債の場合に、起債は償還していくんですけれども、交付税その償還に対しまして交付税処置が1/2あると。以上でございます。

竹内部会長

続けてダムの費用の概要についてもご説明お願いします。

和田河川課計画調査係技師

河川課でございます。資料2の郷土沢ダム建設費について説明させていただきます。現在、郷土沢ダムにつきましては、補助事業ということで建設を行っております。その内訳でございます

けども、はじめにダム建設費といたしまして治水分と利水者負担金がございます。治水分につきましては国庫補助と県費ということで分かれてございます。国庫補助につきましては、この表にございますように補助率により54億6千万円でございます。

県費につきましては、この内起債が適用され、交付税措置される分が約26億円でございます。起債があり、交付税措置されない費用につきましては23億4千万円でございます。県費の内、起債がない分は5億1千万円でございます。集計しまして国費が80億6千3百万円、県費といたしまして約28億5千万円でございます。

利水者負担金につきましては、その他ということで8千8百万円計上してございます。以上です。

竹内部会長

続きまして硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の処理施設についてご説明をお願いします。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

食品環境水道課ですが、水道水についてご説明申し上げます。前回処理施設が現実にあるかどうかというようなご質問があったようでございます。県内には現在のところこの処理施設はございませんで、ここに掲げましたのは硝酸性窒素の除去設備、1日2,000m<sup>3</sup>処理する場合の試算でございます。現実にはないんですけれども試算をしてみたということでご理解いただきたいのですが、方法としましては電気透析法という方法でございます。硝酸・亜硝酸性窒素の処理につきましては、イオン交換膜法とか逆浸透膜法とかありますが経済的にも電気透析法が割安だろうということでございます。試算したものでは施設の設置費、建設費ですが2,000m<sup>3</sup>規模で3億9千万円ということ。維持管理費でございますけれども、年間662万1千円とちょっと細かい数字出てますが、主に動力費、電気代ということになるかと思えます。除去率につきましては70～95%ということでございます。

電気透析法はどうかということを書いておりますけれども、ご覧いただきたいと思えます。以上でございます。

竹内部会長

続きまして今日吉川明博委員さんから資料提出がありましたので続けてお願い致します。

吉川（明）委員

それでは説明させていただきます。少し長くなるかもしれませんがよろしく願いいたします。

まず今回の資料提出の意味といいましょうか内容なんですけども、これは前回第11回の時に提出させていただきました利水案の特に2枚目の3項、こちらを補充するための資料提出であります。3項の内容は書いてあります通り、虻川から1日当たり1,000m<sup>3</sup>の取水を南部簡易水道に利用し、余剰、余裕となる水量として伴野水源を連絡し、北部簡易水道の水源として利用す

るといふこの案の裏づけとなる最終的な数値を皆さんに提示をするということで、前回お話をさせていただきましたので、それを今日提出させていただいております。

ご覧いただいております一枚目の表については、虻川の水利権から見た流量の推計ということで既にあります公文書の中の資料を使いまして推計をしてみました。推計という言い方をしたのは、これから申します論理の成り立ちがいいかどうかという意味での推計でありまして、使っている数字は推量の数字ではなく、公文書で使っている文書であります。この文書につきましては、虻川に計画され、既に着工されております日向山砂防ダムを建設するについて、出されている流量等を使っておりますので、数値についてはもしご不信があれば、村当局に確認いただければよろしいかと思えますし、今付いておりますこの資料もその公式な文書の中にありますもののコピーであります。それぞれ抜粋ですのでページ数等ばらばらですけども正式な文書のページ数でございます。

まずおもての表ですけども、2枚目の紙と比較しながら見て頂くんですけども、基は2枚目の紙、左の方にページ数71と書いてあるこの表なんですが、これは虻川にあります各井水を表しております。この井水の状況はもうひとつめくっていただいて、2枚目の裏側にありますところに一覧表になっておりまして、かんがい面積または備考の欄には廃止、こういう内容が載っております。そして3枚目の表側ページ数で言うと70というページが振ってある図が位置になります。そして一番最後81というページが振ってありますけれども、ここにあります文章をお読みいただきまして最後の2行の所に「かんがい期、冬季いずれにおいても、虻川における湯水流量0.557m<sup>3</sup>/sを下回り、水道用水の取水があっても既得水利権施設への支障はないと考える」というふうに公式文書になっております。この文章は先ほど申し上げましたけれども、日向山ダムを建設にするについて作られた文書であります。こういう結論において既に着工されている虻川という部分をここに説明したいわけであります。

特に説明のポイントとしては、2点あります。1枚目の紙に戻っていただきまして、表の左端に使用状況という欄を作っております。不使用・実用という言葉にしてありますが、これが正しいかどうか知りません。ちょっと分からないんですが。現実には上から三つの井については現在取水がされていません。または取水できても取水またはかんがいに使っていません。一番上の戸中井については取水できるようですが現実にはかんがいに使っていた方は「もう使っていない」と。その水ではない水を使っているということを調査の上回答いただいております。2つ、明治井水それから林原用水については現実には現場を確認してきまして取水の部分は既に壊れています。または埋没していて確認ができませんでした。かつこの井に関しましては、取り込み井口に付いては残っている部分がありますけれども、現実的にこの2つの井は小浜からの一貫水路の管路から直接水を取り込んで配水池を作り、つなぎ替えて従来のこの井水のかんがい用水として使われておりますので、虻川からの取水は、この井の二つは、現状ではされておられませんし、逆にいいますと小浜の水を使っていることは明白でありました。これも現地調査をいたしましたし、現実にはこの井水に関わっている水利権者の方からも直接面接の上、確認をしております。

下の四つの井水につきましては、現実には取水がされております。1枚目をひっくり返していただきますと、ほぼ数字の原点は同じなんですけども、この資料を表に置き換えてみただけなんで

すけれども、特に右下の角に字を濃くしてあります。上に見出しでいいますと未使用率というようにしてあるんですけども、この表細かく本来ですと説明しなきゃいけないんですけども、大枠で言いますと、水利権を確認する覚書等々に出ている数字を整理をしていきまして、水利権上見込まれる流量というのと現実の井水の使われ方を差し引いたり足したりしていくやり方で、この表は構成されているのですが、結果として水利権上言われている最大水量のかんがい期で言いますと62.4%は使われていないと、4割程度しか使われていないという数値が結果として数字の上では出てきております。

それで1枚目に戻りますけれども、表が上段と下段とおおまか分かりますが、下段のところからの説明をいたします。の計というのはそれぞれの井水の4月から10月までの合計を秒当たりの立方で表してあります。はそれを換算いたしまして、1日当たりの $m^3$ 数に置き換えてあります。はこの表の真中の上のところ小さな表がありますが、ここに 湧水流量というのがあります。0.557 $m^3/s$ 。これは先ほどの一番後ろの説明文にあります虻川における湧水水量0.557 $m^3/s$ これを使っております。これを日量に置き換えて48,125という $m^3$ 数になります。この $m^3$ 数は現実には0.557という数字は虻川の実質の水量ではないわけです。この文章、ここには今回添付してありませんけども、この書類の中に見ますと虻川での実績の調査は過去9年間に行われている実績がありますが、使える数値が7年間しかないということで、認可の資料としては使えないということで、近隣にあります片桐松川の方の数値を使いまして、20年間の数値を使って導き出した数字が0.557です。ですので、実質水量ではないということがひとつつかえますけれども、一応計算上使えるという数字でこれが出てきておるわけです。

は、元にあります権利、水利権から見て湧水流量、これを基にして権利からいうところの使える量、のところを引きまして、かつ使っていない井水の分を逆にここで足し込みました。これで実質的な流量が、権利上からは計算されたと言うのが一つの考えであります。そういう数値の扱いでいいかどうかというのも、ご確認、論議いただきたいと思っておりますけれども、番の数字の扱いがポイントになってくると思います。そのあととしてはですね、から実用井の合計ですね、ここでいいますと林、伴野の上下井、これの使っている実用量を引きます。そうしますとこれが各井が取水後に川に流れている流量です。そしてなおかつ、いってみればこのあと水道に落とした1,000 $m^3$ をとったらどうなるかという数字をに出してあります。そしてこの1,000 $m^3$ という飲用として取ろうとしている1,000 $m^3$ がどういう影響をするかということの数値的に見るために の実用井の取水後の流量を分母にして割ってみました。流れている水のどの位の割合が1,000 $m^3$ に値するかなということの数値にしてみました。4月ですと3.2%、5月から9月まではおよそ18.5%、10月は3.23%ということで湧水期の方が、井からの取り込みがないためかなり豊かな水が流れるという水量に見えます。逆にいいますとこれだけの1,000 $m^3$ は影響がある。またはこれだけしか影響がないのどちらかを見極める必要があると思います。ただし、これはあくまでも水利権という側面から見た数字でありますので、本当に使っている水というのは、各井の水量はデータとしてないわけですので論議できませんけども、こういう観点から水利権が語られているといいでしょうか、認められているということでもありますけれども、現実こういう数字を使うしかない。ひっくり返して言いますと18.54%ほど

の影響があるということが考えられます。そういう意味で、私はこの の出てくるパーセントというものは1,000m<sup>3</sup>を取った上での虻川に対する水の影響としては、私の個人的な思いとしては小さいのではないかと、特に渇水期においての水枯れ状態が多いというご意見がありましたけれども、これについては少ないというもし論議をされるのであれば、数値を示していただきたいというのをこの表のひとつの結論として申し上げたいと思います。

それと付随してここにはちょっと文書準備してないんですけども、一番最後の紙のページ数70振ってあるこの図の慣行水利権および許可水利権(虻川)この図を見ていただきまして少し説明させていただきたいと思います。左側のところに竜東一貫水路という流入があります。これについて前回の11回目の時に私虻川からの水の放水について述べたんですけども、大変私は間違い、勘違いしていたことを前回は訂正させていただきました。今回それを確認するために現地調査をいたしました。それは先ほど申しました一貫水路の水が実際どういうふうにつながってどういうふうにかんがいに使われているかという現地調査をいたしましたところ、先ほど申しました明治井水と林原用水についての現地においては、まさに虻川からの水が配水池、プールですね、されているところを2箇所見てまいりました。それぞれ見てまいりました。その管路はまさにその下にありますため池ですとか、そちらの方面に配られておりましたし、かんがい用のものとして使われているところを確認してまいりました。ということは先ほども申しましたけれども、一貫水路からの水は、虻川に直接かんがい用として流し込まれているわけではないということです。ただ北入の上にあります送水橋という水道管の橋があるんですけども、そのところからは実質的に虻川に水の放水が常時、ほぼ一定量されているということも地元の人から確認しております。これはまさに虻川に流し込んでいる水があることが確かです。ただしかんがい用の水としての放水ではないということです。かんがい用は先ほど言いました明治井水と林原用水から違う水路、従来あった井水の管路を使っておりますので、虻川にまったく影響を与えていないということは結論付けられると思います。

それともう一つ、前回小渋川用水管理月報というのを11回の資料で出させていただきました。もしお手元があればご覧いただきたいんですけども、この時の7月のデータがあります。虻川分水という細かい数字が載っているんですけども、この数値について少し分析をしてみました。その基になりますのはテレメーター雨量というデータが長野県には持っております。これはインターネットの中のものですけども、一般の私どもは入ることはできません。パスワード、ID等が無いと入れません。ただこれは要求すれば出てくるデータでして、プリントアウトのコピーですけども、こういうデータがあります。これは何を表しているかといいますと見ていただければあれなんですけども、毎日の雨が降ったときの降る時系列、1時間おきの水量とそれから最終的には累加というように書いてあります累計で、一日の最大雨量が出てくる、または時間当たりの雨量が1時間毎に見られるというものなんですけれども、大変細かいことになるんですけども、7月10日の昼過ぎの12時くらいから雨がかなり降りまして、1日雨量102mmが累計として出ております。これは80mmを超える洪水という規模を表す80を既に超えているわけですけども、この時に1時間雨量最大で56mmを越えております。確か20mmという時間雨量を超えますと洪水の対象になるはずなんですけども、そういう雨の降った日であります。この日の小渋の水は、虻

川分水ではどうなっていたかといいますと、11日の前の10日の時点では0.0116という量が虻川分水から放水されておりましたが、まさに大雨の降った11日から0.271というように水量が増えております。0.271という水量はこの月の最大放出量0.295に迫る80数%90%に近い放水能力を發揮しているわけです。そして多分これだけの大雨が降ったわけですので、11、12、13と各河川の水量も増えているはずですが、虻川分水からは0.27以下の数字は無く、およそ80%90%の放水能力を發揮して放水をしているという状況があります。これは前回の論議の中にありましてけれども、小渋の水が足りなくなっている虻川の水を補填しているということ、用水を使つての明治井水、林原用水については効果はありますけれども、現在流れている虻川と小渋のこの一貫水路とはかんがい用水の部分では、直接的な関係はなくなってきていると。逆に言いますと、ここに表しています7月の虻川分水の放水というのは、この小渋用水の維持管理のために流されている流量であつて、この放水量が直接かんがいに当てられているわけではないというふうに私は判断いたします。

ですので、前回の論議の中にありましたけれども、虻川に一貫水路から1,000m<sup>3</sup>入る水は足りないから入れているんだという論議ではなく、ここにあります数値から考えますと、用水の維持のためにあるのだというふうに判断できると思います。その辺につきましてはやはり小渋のダムの方に見学といひましようか説明とか行きますと資料を頂けるのですが、その資料の中に計画用水系統図という大変細かい図があるのですが、ここにどういう規格で分水から水を配水するかという細かい数字がありますけれども、こういうものから見ても、まさに用水の維持というものは謳われておりますけれども、虻川に関してのメリットというものは無いというふうに判断をできると思います。

以上すみません。話があちこちになつて分かりづらかつたと思いますけれども、最後にまとめますと、小渋からの一貫水路についてはかんがい用に虻川に直接流れ込んでいるのではないということ。それから虻川の水は水利権上の数値で考えていっても渇水期またはかんがい期においても、水が足りなくなるということは数字上考えにくいという、こういう二つの結論を持ったという資料を説明させていただきました。以上です。

竹内部会長

それでは質問を受けたいと思います。分からない点とか言うことだけはじめにお願いします。まず利水ダム検討案のはじめの説明についてご質問ございますか。

吉川(達)委員

資料1の表の上を書いてあります事業費負担の考え方の「簡易水道等施設整備費のなかで」という書き出しでありますけれども、簡易水道でなくて、上水道であつたらこの補助採択等の関係はこれと違ふのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

竹内部会長

はい、お願いします。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

現行の国庫補助制度でありますのは、上水道の関係或いは用水供給事業で、主として利水ダムというのは全国的にも事例が無いというのがありますけれども、いわゆる治水・利水を併せたような多目的ダムに対して水道事業者が負担する負担金に国庫補助金が出てくるという状況でして、簡易水道というのにつきましては、簡易水道という言葉は悪いんですけども、小規模な水道についてはいわゆる大規模なダム等に依存してまでというような意味合いがあって、それで現在のところ補助金は採択されて無いという状況です。

竹内部会長

制度的にという意味。だから上水道の場合は、ここでは簡易水道で試算しているんですけども、上水道の場合は国庫補助は・・・。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

あります。

竹内部会長

その比率を聞きたいんですよね。中身を。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

ダムのいわゆる負担金に対しまして、補助率は1 / 2 或いは1 / 3ということになっています。

吉川（達）委員

例えば豊丘で今話題になっております簡易水道を上水道に統合したらどうかというような話題も出ているのですが、そうなった場合にこの補助基準というのは簡易水道と違うのかという点をお聞きしたいと思いますけど。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

上水道と簡易水道とここに書いてありますように制度が2つに分かれておりますので、上水道になれば、その制度は利用できると。上水道分としての制度は利用できると思います。よろしいでしょうか。

竹内部会長

ですから国庫補助が上水道でしたら、利水ダムが可能かどうか別にして、造った場合、制度的には国庫補助が1 / 2 なら1 / 2 とか。そういうことが分かればハッキリと。それからここで言っている交付税措置の関係もありますよね。それが1 / 3 という数字がどういう1 / 3 という数字かということがちょっと良く分からないんですけど。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

建設する場合、資本費というのを計算いたします。それがちょっと今、数字持っていませんけれども、資本費、将来20年間に渡ってその水道資本費が幾らになるかという計算をいたしまして、それが一定の額以上になりますと1/2、それ以下ですと1/3という資本費の割合で補助率が変わっております。

先ほど申しましたように利水専用ダムというのは全国的にも事例としてなかなか無いんで、私は多目的ダムの負担金というような言い方をいたしましたけれども、利水専用ダムについてのその制度はあるということでございます。

竹内部会長

吉川(達)委員さんよろしいでしょうか？

吉川(達)委員

それから簡易水道でなければ、この利水専用ダムでも補助事業としては制度としてあると、いうそういう解釈をしてよろしいですね。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

よろしいかと思えます。

竹内部会長

他にございますでしょうか？

丸山委員さんどうぞ。

丸山委員

今の質問に付け足したような形でお聞きしたい部分なんですけども、その建設についての補助制度というようなことで1/2から1/3というお話だったんですけども、今、裏の方でも利水に関しては自分のダムだという考え方からいって、それから後、維持管理等についての制度的なものっていうのはどんな形になっていくかという点もお聞かせ願いたいと思えます。

竹内部会長

それではお願いします。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

維持管理費についてはいわゆる自己負担になるかと思えます。補助制度はございません。

竹内部会長

よろしいですか？

他にございますか？松島（信）委員さんどうぞ。

松島（信）委員

今県から説明があったことを確認するんですけども、こういう事例は全国的には無いというわけですが、その理由は今説明がありました。それで言ってみれば長野県にも事例は無いとそれで良いわけですね。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

利水の専用ダムは県内にはございません。

松島（信）委員

それでも豊丘村でそれを選択するとなれば、それは豊丘側の事業として豊丘村自身がやると、そういうように理解して良いわけですね。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

利水専用ダムといった場合には、事業者が、豊丘村なら豊丘村が事業主体になるかと思いませんけども。

松島（信）委員

だから維持管理費もずっと豊丘村がやっていくと、こういうようなことになると、そういうように理解して良いわけですね。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

よろしいかと思えます。

竹内部会長

よろしいですか？他によろしいですか？

それでは次に郷土沢ダム建設費につきまして何かありますか？

はい、どうぞ丸山委員さん。

丸山委員

資料1の方とも絡んでくるような質問かと思うんですけど、資料1の方で単純に堆砂容量100年分という形で ということを見ると80億ということですね。それから治水を含めた分のダムの建設費ということで110億と上がっているわけなんですけれども、単純な考え方をするとその30億分が治水分なのかという考え方からすると、多目的ダムのその捉え方の大きな部分が利水であって、治水については小さいという場面で、その治水のものが幾らでも絡めば当然国

庫補助が受けられるような制度の中で事業ができて、その辺は物の言い方っていう部分もあるんでしょうけれども、ちょっとそこら辺の、何て言ったら良いのかな、その感覚というか、治水と利水とどういうパーセントだったら良いとか。そんな基本的なその制度の中での考え方っていうものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

竹内部会長

お願いします。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

建設事務所です。今、110億で進めている多目的ダム建設事業につきましては、国土交通省の生活貯水池整備事業という事業費の中で、負担金を算出しております。丸山委員がおっしゃられるように単純な容量のアロケだと思いましたが、一応、貯水池整備事業という中でこういったアロケが決まってきたという経過でございます。

坂口河川課ダム係主任

河川課ですけども。付け加えまして、今の差額の30億が治水分かというお話なんですけど、治水分でも堆砂量のある程度見込みまして、この場合多目的ダムということで100年分の堆砂量と治水分、治水ダムを考える場合は100年分の堆砂量と治水容量とそれと不特定の分というのも治水では考えます。それとアロケでは水道ダムを仮定しまして、その中でも堆砂量を見込んでアロケーションが決まっておりますので、この差額が治水ダムのお金かというのと、そういう単純なものではなくてアロケの中でも堆砂容量とか必要な容量を見込んで、その比でアロケーションを組んでおります。以上です。

竹内部会長

はい。丸山委員さんどうぞ。

丸山委員

お話は良く分かります。私が言いたいのは、特にお聞きしたい部分と言うのは、この数字を見たときに、仮に利水ということを目的に造って堆砂量を含めて100年分っていう郷土沢の当初の計画のものと同じ物をやった時に80億で、そうではなくて治水というものを含めてやった時に110億で、その30億というもののその数字の差というもので、国庫補助等の有利な条件での補助が受けられなくなるということ事態矛盾を感じる部分は、今まで話をしてきた中で一番感じている部分であって、前回の時にも意見として言わせていただいたんですけども、やはり洪水から命を守るという部分だけではなくて、安全な飲み水を確保していくという部分も当然人の命を守るという点では、何らかわることではないと思います。

ましてや特に利水という点については、もっと広域的な受益者というような捉え方が出来てきてくる訳で、そういったものに対して、やはり県としてもああいった脱ダムという形で一つの理

念を示されているのであれば、そう言ったところの論議をしていく段階で、もっとこういった制度を今考えているとか、こういった点で応援していくってような事を、逆にこちらから提示する事をたくさん出して下さいというような前回でもお話があったのですが、制度的にこの部分だったら可能性がありますとか、そういったことも逆に上の方からも出していただかないと、こちらとして分からない所は分からない所がまだまだ多いかと思しますので、何かちょっとした言葉のマジックみたいなところで、そういった制度の採択される、されないう部分のところは今まで議論してきた中ではあるような気がして、ちょっとそこら辺、すごく疑問を感じる所なんですけれども。基本的にこの部会の中で今まで話してきた事っていうのは、やはり110億って言うような巨額な投資をして、それに見合うだけの経済効果があるのかという事と他には方法が無いのかっていう、そういったことで論議してきたわけだと思うのですが、私たちもそれを重ねてきた中でこの建設費というものがやはり今の社会情勢、通念から見ても、ちょっと苦しいのではないかと、そんなイメージ持っているの、やはり幾らでもそれを縮小するような形の中でやる方法も考えていかなければならないんじゃないかなっていう、そういう考え方で私も意見してきたつもりなんですけれども。

どうもそこら辺の制度、ルールというか、管轄が違うといえればそれまでなんだかも知れないですけれども、是非、県なり国なり少なくとも脱ダムという理念を長野県が推し進めていくという立場するのであれば、そこら辺のところの整備というものをもっと積極的に、それも早くやってもらいたいなって気がします。

ちょっと質問とはずれてしまいましたけれど。

西元河川課計画調査係長

河川課でございます。今、制度のお話のご意見だと思います。ただ一点だけ確認しておきたいのは、資料では水道の利水ダム専用で一番大きいところで堆砂容量21万m<sup>3</sup>と利水容量14万m<sup>3</sup>で80億となっています。ダム全体で110億ということで、その差分が30億とお話でしたが、ここでは、あくまで利水専用ダムという考えで、今、ダム費をはじいています。本来、河川管理者としては治水上の必要性から治水ダムをまず原点として考えますので、ここでいうと郷土沢ですと約29万m<sup>3</sup>の洪水調節容量に流水の正常な機能の維持の4万m<sup>3</sup>で32万m<sup>3</sup>の必要容量に堆砂容量の21万m<sup>3</sup>を加えるわけですから、治水として考えれば50万m<sup>3</sup>以上の必要容量があると、そうしますと治水専用ダムとして考えれば、80億というよりももっと110億に近いぐらいの治水としてのダム建設費になるだろうといえます。多目的ダムの一般的な考え方として治水上必要性のあるダムに、そこに水道等の必要性があれば、その部分についてダムの高さを上げるだけで容量が、ここでいう10万m<sup>3</sup>が確保できるならば、その方が有利でないかという中でこのそういう治水と利水を併せ持ったダムという事で多目的ダムの建設事業というものがあるということですので、その点だけのご理解していただきたいと思えます。

竹内部会長

よろしいですか？

他にダム建設費の関係でありますか？ はい、どうぞ吉川（明）委員さん。

吉川（明）委員

分からないのは私だけかもしれませんが申し訳ないんですけども、この表の読み方が実は見ているうちにだんだん分からなくなりましたので、具体的に上の表に照らし合わせて下の数字が入っていると思うのですが、どれがどれに該当するかを説明いただきたいのですが。

和田河川課計画調査係技師

河川課です。説明させていただきます。はじめに郷土沢ダムにつきましては国庫補助事業によって現在建設を進めております。治水分の行から見ていただきたいんですけども、このうち国庫補助に該当する金額が5億4千4百万円でございます。国庫補助に対しまして県費の持ち出しがございます。その県費につきましては、起債が充当される部分と充当されないで純粋に一般財源で県が支出する部分がございます。その起債分についてでございますけれども、更に交付税措置される分と交付税措置がされない分がございます。交付税措置がある分については2億5千9百万円、交付税措置がされないで県の一般財源をあてる分が2億3千9百万円でございます。起債がない県費一般財源分が5億1千万円、治水分の下段になりますけれども、国庫補助と起債のうちの交付税措置される分を足しまして8億6千3百万円、これが国費でございます。起債で交付税措置されない分と県費の一般財源を足しまして2億8千4百万円、これが県の一般財源で充てる金額でございます。利水者負担金につきましてはその他という事でこの中には含めてございません。以上でございますけれども、よろしいですか。

竹内部会長

よろしいですか？

続きまして硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の処理施設について、ご質問。丸山委員さんどうぞ。

丸山委員

先ほど説明の中で実際にこういった施設が無いというお話だったかと思えますけれども、この施設設置費という中には、例えば外回りの建物、それからおそらくそのどういう形で水をそこに集めてというようなことも考え方も必要になってくるのかと思えますけれども、この3億9千万という数字については純粋にその設備という機械分だけであるのかどうかということと、それから維持管理の方が主に動力費ということが書いてあるんですけども、下の維持管理等というところにその膜の解体洗浄とか膜の寿命ということが書いてあるんですけどこの点について、現実にそういったものが無いということなので、大体の推定で結構ですので、どの程度の費用が掛かりそうなのか、お分かりになったらお聞かせ願いたいと思います。

竹内部会長

お願いいたします。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

今、実際処理施設が無いという、私の説明が悪かったかもしれませんが、県内には無いということ。全国的には当たって見ないと、実際の例があるようには聞いております。その辺はちょっとご訂正お願いしたいと思います。

それで、3億9千万の内訳につきましては、いわゆる処理施設ということに限定しております。引き込みの電気工事とか、そういうものも含んでおります。建屋については不明確で申し訳ないんですが、いわゆる施設費という事で理解をしていただきたいと思います。それからランニングコストにつきましては電力費、今ご指摘の薬品費、膜洗浄費、それから膜の寿命が10年という事ですので膜の交換費等も含んでいるという事でございます。主として電気代が掛かるということでございます。

丸山委員

もう一点ですね、この規格が日量2,000m<sup>3</sup>という処理ということですけども、仮にこれが1,000m<sup>3</sup>という数字を考えたときには、施設のそれが半分になるとは思いませんけれども、どの程度のものがどの程度になるという事が今お答えできればお答えしていただきたいと思います。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

すみません。答えはできません。やはりスケールメリットというものがあると思いますので、1,000m<sup>3</sup>になりますと若干割高になるのではないかと思います。額的にはすみませんが言えません。

竹内部会長

はい、川野委員さんどうぞ。

川野委員

硝酸性窒素の処理については以前に各務原で試されている、ろ過装置みたいなもので効果を上げているという、その時、審議されたときには、この硝酸性窒素を消す方法というのは、全くこの電気透析法というのは今どこから急に出てきたのか私には不思議でなりません。その各務原のろ過装置の時には、全く他に方法が無いという、現在では硝酸性窒素をきれいにするっていう方法が、他には考えられないという、確かそんなニュアンスだったと思うんです。今日はじめてこの資料を見まして電気透析法と言うのは、これはどこから出てきた方法なんですか？

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

各務原につきまして説明申し上げましたのは、いわゆる地下水で、自然の状況で、土壤に含まれていた水を処理する実証実験をしているという説明をしました。今回のものにつきましてははい

いわゆる水に含まれる、水道水とか河川水とか、そういうのに含まれている、いわゆる水だけ取り出したもの、分かりにくいかもしれませんが、土壌に含んだ地下水を浄化する方法として全体を浄化するものとして今、各務原で実証試験をしていると。今回提出したのは、いわゆる水道水といいますか、水道水に利用するために水に含まれている硝酸性窒素を除去する方法ということで、これはどこから開発したかということになりますと、いわゆるメーカー等で処理試験をしたりして、今こういう処理方法があるというふうになっている状況です。

川野委員

そうすると、まだ長野県はもちろんです、全国的にも具体的にこの方法で処理しているという具体例は無いわけなんですか？

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

先ほど申し上げましたように県内には実例が無いんですけれども、全国ではあるように聞いているもので、まだその確認をしてないんで答えられない状況です。

吉川（達）委員

我々この施設の問題が一番うちでも心配していることで、昔仕事の上でそろばんから電卓に変わった頃も、最初は本当に7桁12桁位でもう30万円したという電卓が今では9千円以下という、そういうことでありまして、そういう方法があるとすれば、低利な原価でこういう処理ができるようになるのかなという期待を持ちたいんですけども、果たしてこれが現実的にやっているのかどうか？今のお答え以上に詳しい、またメーカーで本当の試験に入ったばかりだとか、そこら辺の見通しが分かりましたらお聞きしたいと思いますし、そのメーカーがどこであるのか、差し支えなかったらお聞きをしたいと思います。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

実施例につきまして、確認したいと思いますので、お知らせをいたします。そんなことでよろしいでしょうか。

吉川（明）委員

今お調べいただけるというお話がありましたので、こんなふうな考え方でお調べいただければという私の個人的な思いをお伝えしたいのですが。例えば表流水を取り込んで浄水場を造ろうとしている現在の計画の中で、一つの浄水場を造ろうとすると7億ですとかいう金額が掛かると聞いておりますけれども、そういう設備と比較して、この硝酸性窒素を除去する設備を造った場合、そういう浄水、表流水を浄化して飲もうとする方法と比べて、地下水を浄化して飲もうとするこの方法との比較というようなことが出来ると現実味をおびた話になるかと思しますので、もし資料としてお作りいただけるものでしたら、この2,000m<sup>3</sup>の水を飲めるようにする浄水場と同じようなことでこの硝酸性窒素を取り除く施設を造った場合のこの比較を、具体例が

あるとすれば比較していただけるととても分かりやすい。簡単に言えば今ある地下から取っている水を浄水して飲むのが安いのか、表流水を、ダムを造って浄水場も造って浄水して飲むのが安いのか、どちらかを選択するという場面に来ておりますので、そういう意味での比較の出来る具体例を是非調査いただきたいと思えます。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

表流水といいましても一概に処理法が一定しているわけではないので、ごくごく一般的なですね処理法で、これ私どもではとても出来ませんが、出来るだけご要望に沿った形でお答えしたいかと思っております。

竹内部会長

はい、よろしいですか。先に進みます。

続きまして吉川明博委員さんから提出されました虻川の利水権からみた流量推計につきまして、ご質問ございましたらお願いします。

吉川（達）委員

まず一つ、虻川の水が不足をしてないじゃないかということでございます。うちの方でもこの水利権を申請するについて先ほどの説明の通りの松川ダムのその実績に基づいた流量で申請したわけですが、その県の方からの現在の結果であります、さあ果たして水の調査の方法について十分であるのかどうかというようなコメントもいただいております、実際に前回出していただきました小渋一貫水路からの放流の状態を見て、実態を見せていただいた場合に、やはり計算の方法に甘さがあるのかなというようなことを感じておるわけですが、その件でご指摘をいただくように実際、現実にその姿を見た場合でも水量的に心配の部分があるわけでございます。

もう一つは後段で吉川明博委員の方で申しました、実際は小渋の水は雨が降っても出しておるではないかという事でございます。これが本当のダムの一番のメリットでありまして、雨がこれから降りそうだ、また今降り出したという時には洪水を調整するために、出来るだけ水を被害の無いように下流に流すと、ダムの貯水量を少なくすると言うことが一つのダムの目的でありますので、多分そういうデータからの数値ではないかというようなことで、舞台を勘違いしないようにしてもらいたいなと、ダムの専門の方がもう一度分かりやすい説明をいただけるかと思えます。

坂口河川課ダム係主任

小渋ダムの洪水調節をどのようにされているかというのを今把握していませんのでお答えできないんですが、一般的なダムで郷土沢ダムと大きな違いは、大きなダムはゲートを持っているダムと郷土沢ダムのようにゲートを持っていないダムがあり、その洪水調整方式の違いは、ゲートを持たないダムはその自然に流下してくる水をダムによって貯めまして、部会でも説明しているのですが、オリフィスという穴がありまして、その穴の大きさを決めることによって自然に洪

水調節しています。もう一つゲートを持っているダムは、洪水が来る前に、ある水位から洪水調節できるものと、洪水が来る前に洪水容量を確保するために、村長さんがおっしゃったようにです。ね水位を下げるために放流するような形式を取っているダムもあります。小渋ダムがそのまま洪水調節できる、その水位のまま洪水調節できるのかは、ある程度水位を下げた洪水容量を確保してから洪水調節を行うかということは、現段階ではつかんでおられないんですが、どちらかの方法ではないかと思われまます。

#### 吉川（明）委員

補足的になるんですけど、私が今回この説明の中で、小渋の内容を説明加えさせていただいた理由はですね、ダムの能力を論議するためではなく、現実に一貫水路から水が虻川には落とされまれているという理由というのは、現実に使われている四つの井水の水位を維持するために落とされている目的ではないはずだという説明をしたいために説明したわけでありまます。

ですから一貫水路の使命ですとか小渋ダムの使命を論議するつもりはありません。そうではなくて現在流れている水利権という、言ってみれば論理ですね、現実はもしかしたら違うかもしれない論理を数値的に整理をしたかったと、そして流れてみた場合本当に水が足りないという論理が成り立つかということですね。

今そういう意味で話を進めますと、7年間の流量調査の実績が村にはあるはずですので、それをまますお示しいただく中で、村長がおっしゃられる水が足りないという数値を出来るだけ早く実証していただきまさんと、足りないというお言葉を折々口にされまますけども、是非数値で出していただきまさんと、私も先ほど申しまましたように公文書の中から用いた数値を行ってまありまして、それが現時点で許認可の対象になってまいることで、県の方から水量調査について疑問を持たれてまいるというお話がありまましたけれども、あるとするならばもう一歩話を突っ込みまますと虻川の水を取るとまいうこと1,000m<sup>3</sup>、郷土沢から水を取るとまいう1,000m<sup>3</sup>、この両方のやじるべい状態のわけですから、きちとした論理をここで虻川に持たないと、もし郷土沢から水を取るとまいう論理を展開しようとするのであれば、虻川の方が担保されなければ、郷土沢も無いという論理が私は成り立つと思いまますので、是非この虻川の水の水量の確認をすべきだと言まいう意味で資料整理をした訳でありまますので、足りないというのであれば数値で表してまいたきたいということをお補充して説明に付け加えさせていただきます。

#### 川中島委員

今の論議と少し関係があるかと思まうんですけども、前回の折に松島先生か吉川（明）委員から虻川には小渋の水が流れてまいないかというまような発言が午前中にあつたわけです。午後、実際に小渋川用水管理月報というまのものが出まして、その話は訂正になつたのですが、新聞報道が午前中の部分で報道されてましまったんです。午後のまのものがあつたか無かつたかは私も確認してまいませんけれども、そのために午前中の虻川には放水が無かつたという新聞報道を見まして、実際に利水者が「とんでもない話だと」俺たちは非常に小渋の放水で助かっているんだということ、午後提示されまました小渋川用水の管理月報のまのようなものを3カ年分、多分小渋から取つたのだと思

いますけれど、コピーを私のところへ届けてくれた方がありましたけれど、現実の問題として小渋の水は利用者にとって助かっているんだと私は理解しております。

吉川（明）委員

今、川中島委員の言われたことはやはり利水をされている皆さんが小渋から水をもらっているという、そのことは間違いなく私も確認いたしました。ただそれが虻川に流れ込んだと、例えば林、伴野の上下の井水に引かれていくという水のあることも見ました。ただその流量と現実に明治井という井それから林原用水というところに行っている流量とは違うわけですね。というのはそれより上流部で今回は水を取ろうとしているわけですので、下流部の水が足りなくなっていく、簡単に言うと維持流量プラス井水の水というものを考えていくなかで、どれだけ足りないかという数値を確認する必要があるというのが現在前回の部会での数値を求められた理由だと私は受け取って数字をお示ししてるわけですので、今、水がどういう流れをしているかということは、お分かりの方はお分かりなんですけど、お分かりでない方がこの論議を聞きますとまさに小渋の水が全部1回1,260m<sup>3</sup>ですか、入って、それから改めて井水で取り込んで分けられているような印象を受けている方もかなりいらっしゃるんですね。実はその一番最初だったかもしれないのが私なんですけれども。現実に一貫水路の水がどういう方法で虻川とつながりがあるか逆につながりがいいかということ整理するために今日持ち出したつもりなんですけれども、そのところをもう一度加えて説明いたしますが、入らない小渋の水もある、入っている水もあるということで全てが1,260というこの管理値から出てきている1,269ですか、全てが虻川に流れ込んでいるのではないと、そういうことを一つご理解いただきたいのですが。そのことはどうでしょう、私の言うことは間違っておるのでしょうか。その確認をお願いしたいんですが。

吉川（達）委員

それは当たり前のことなんで、河川の水が全然無いなんていうことは今まで一回も言ったことはありませんので、それも補充するための、湧水に困るから補充するための小渋からの水だとそういう理解で、それは基本的なことだと思います。

松島（信）委員

ちょっとお聞きしますけれども、意見を今言っているのですか？

竹内部会長

できれば質問だけにしてください。

松島（信）委員

それでは今、村長さんの言われたことに対してははっきりと反論する意見があります。

丸山委員

今の論議の内容を確認するには何が一番いいかといったら、私が考えるのは前回の部会を出していただいた小渋の管理月報があるわけで、7月の時には1,269m<sup>3</sup>日量ですね。8月の時には2,351m<sup>3</sup>、多分7月8月というのは、ご承知のようにほとんど干ばつ状態、7月の頭に雨が降りましたがそれでも干ばつ状態であったわけで、当然管理月報の数字を見ても、日によって落とす数字も若干ながら違ってきたりしている部分があるわけですので、水を落とすに当たっては何を基準にもってその操作をしているのかっていうことを管理者の方からお聞きすれば虻川の水の流量に合わせて落としているということであれば、当然その基本を維持しなければならない水量に対して8月はこれがまるまるとは思いませんけれども、足りない部分について補ったということになるのかどうかということも分かると思います。

それからついでですので、吉川（明）委員の資料の中で一つ疑問に思う部分というのが、1枚目の7番の維持流量比の1,000m<sup>3</sup> 取水したあとのその1,000m<sup>3</sup> 取る場合の流れている水量に対するパーセントという事で7番が出ているかと思うんですけども、私はやはり2割と言う数字は水利権によってその川を利用している人からすれば、ちょっと大きい数字だなという気がして私は捉えるのですけれども、それが5月、6月、7月、8月これは結局数字上のことです。これが全部一緒になっていること自体、9月までですね、やはり不思議なことだと思います。ですから逆にいいますと7月、8月、9月当たりのところは渇水期で他の水も方々の井が目いっぱい使われる方は使っておられると思いますので、当然量的に減ってきていると思いますので、その分について小渋で補充しているというのは事実なことだと思いますので、そこら辺を考えると小渋川の関係の管理者の方がおられましたら、どういう基準でどういう約束事があって、どういう水の落とし方をしているということを説明いただければ、その辺の話は全部わかるのではないかと思います。

竹内部会長

今の話、答弁できる人呼びに行っていますので、ここで10分間休憩いたします。

< 休 憩 > ( 1 0 : 5 5 ~ 1 1 : 0 5 )

青木治水・利水検討室長補佐

それでは再開いたします。

竹内部会長

それでは土地改良区の方がお見えになりましたので、お話聞いていると思いますので、お答えをお願いしたいと思います。

小渋川土地改良区片桐事務局長

小渋川土地改良区の片桐でございますが、今急に呼ばれましたけどちょっと内容の経過が良く分からないんですけども、虻川の方に水を落として使っている実態について説明願いたいということでございますのでご説明します。

まず私が聞いている点だけでございますけれども、明治井の関係ですけれども、今現在虻川の上流からの取水は出来ませんものですから、全面的に小渋川の水を使っているという状況です。それから林原井、これにつきましても上流からの取水が出来ませんので、全面的に小渋川の水一本で使っているという状況です。虻川井ですね、虻川の放水の関係ですけども、下流の方に各井水がございますので、当然、上から水を取っていってしまいますと末端の林下井ですか、そちらの方にいきますと水が無いという、湧水時は無いという状況がきますので、地元からの要請に基づきまして、取水というか注水をしているという状況です。ですので、毎年だいたい0.041m<sup>3</sup>/sですけれども、これを湧水期には当然注水をしているという状況でございます。

竹内部会長

はい、吉川（明）委員どうぞ。

吉川（明）委員

片桐さんありがとうございます。具体的にお聞きしたいのですが、先日、前回11回にいただいた小渋用水という管理の表をいただきました。この中の10番のところに虻川分水という項がありますが、その虻川分水というのはこの本のこの水道橋の下のあたりに放水している場所を言っているのでしょうか。

「そうです」ということですので、お話を進めます。

現実にこの写真にあります、これは皆さん見難いところにあるのですが、体育館の下のパークゴルフ場のところの道反対側のちょっと下に大原さんというお宅がありまして、そのお宅のちょっと下にやはり配水の池があります。そこからこの管路の上に見えるところまでに100m位行きますと、ちょうど管路の上の道を歩いて行きますと、ちょうどこれがありまして覗き込めると、反対側見るわけですけども、この下から落ちるわけです。そうしますと位置的には北入というところの上流ですので林と伴野の上下の井に入ってくる水だということは分かります。かつ維持流量にもなっているということで、位置としてはそういう位置にあるということ。それと今ご説明の通り先日いただいたこの表で言いますところの9番の林分水が現実には完全に虻川からも水を取らなくて、一貫水路から取っている。それから12番の伴野原分水が明治井に代わって水源として使われているために虻川から水は取っていないということが今確認できたわけでありまして。そういうことから先ほど提示した数字についてはあくまでも水利権上からはこういう数値が出てくるところは確認できたかと思えます。以上です

竹内部会長

他に質問ございますか。川野委員さんどうぞ。

#### 川野委員

今日この会議に出る前に村のテレビを見て、ダムに関心のある方からお電話をいただきまして、個人的には吉川（明）委員さんにお聞きしたいのですが、この1,000m<sup>3</sup>の水をもらえる、もらえないというそういう論議をする前にその日向山の砂防ダムから水を取ることは法律的には、これは原点に戻ることです。申し訳ないのですが、確認をしたいので、法律的にこれは絶対認められてないということは前からずっと論議されていることだ、それで吉川（明）委員さんのこの蛇川の1,000m<sup>3</sup>の水を取る具体的な方法ですね、その日向山の砂防ダムが出来て、どういうふうにして、下へどういう堰堤を造る、どういうふうにして水を取るかと、現実性の無いものを議論して、最後にはじゃあ本当に蛇川の水は量的には十分ある。そこから1,000m<sup>3</sup>もらえばいいってこの場で、そういう大切なことを決めて、最終的にその水を使えるという権利ですか、それはまだ継続審議であがってるだけです。決定はされてないです。その決定されていない今の時点でもう蛇川の水を1,000m<sup>3</sup>もらえるものとして審議することに非常に疑問だと、そういう今日の大事な会合でその点一点をとにかく、その吉川（明）委員さんの1,000m<sup>3</sup>の水を取る具体的な方法を一度ちょっとお聞きしたいと思います。

#### 吉川（明）委員

具体的な水の取り方は既に村が日向山ダムから水を取るという申請書を出してあります。こんな分厚いやつを。これが具体的な現実の出来る案としてあります。ただそれは現段階で県に出したところ、砂防ダムの本堤と副堤があって、その副堤のちょっと上流、本堤との間にですね深さ7m、管の太さが1.5mの井戸を入れてそこから水を取りたいという提案をしてあります。図面もあります。これ出してあります。ですからずーと例の砂防課長さんが来て馬と鹿の話をしてくれましたけれども、おっしゃる通りダムに付随するところから取るやり方は、砂防ダムから水は取れないというやり方はダメだという結論で、現状で県の方ではちょっとやり方考えた方がいいんじゃないですか、村にお問い合わせをしているように聞いております。村の方もどうしようかと考えている最中です。それが現状だというように私は把握しております。これは正しいかどうかは、また村長に聞いてください。その中でどこに浄水場を置くだとか管路をどうもっていくとかいう計画は既にあるようです。これは実行可能なものだと思いますし、私もはっきり言って制度が変われば日向山から水を取るというやり方がより良い方法だということは、今回図面なりいろいろなものざーっとですけれども読ましてもらって、こういうふうを考えているんだなということもおおよそ分かりましたので、これはできると、やれると、良いものだというように感じました。

ただ、1,000m<sup>3</sup>という水が取れるかどうかという立証しなくてはいけないんですよ。一番問題になるのは水利権なんですよ。極論ですけど水がどれだけ流れていようが、水利権者に言わせれば私の水利権さえ犯してくれなければ良いというふうを考えるのが水利権だと私は思います。ただし現実には水が測れていないんですよ。がために近くにある松川の水の数値を使っている。でも実際には何年かの水量調査があるものですから、それを示していただければ現実に蛇川の水がどれだけ流れていたかということは見られるんですよ、過去のデータとして。そうすれば川野

委員のおっしゃられる現実に1,000m<sup>3</sup> どのなのって話は、私が答えるのではなくって過去のデータが答えてくれると思うんですけども。そういう思いで水利権に関してのみ整理をしてみたかったです。欲しい、確保したいという思いの数値だけでも、1,000m<sup>3</sup>の水を取ることには出来るというふうにこの整理をした中で感じているわけですね。その18.54%が多いか少ないかということがありますけれども、実際流量として5,394m<sup>3</sup> くらいがこの権利の中から発生してくると考えていけば、そのうちの1,000m<sup>3</sup> だったら良いのではないかと、それから今ちょっとお話しした中でもその水だって、例えば貯水池を造って夜のうちに貯めて昼間使うようなそういう水を使わない時期に貯めておいて使うという方法に持ち込めばその1,000m<sup>3</sup> もまた生きてくるんじゃないかなんていうのも今、休憩の間にも感じましたけれども、まさに利水の方法はここからスタートして細かい方法論に入っていけば良いと、そういう意味で1,000m<sup>3</sup>の確認は大切だと思っております。

川野委員

そうすると砂防堰堤から直接水を取ることには出来ないわけだと思いますので、それは基本的に法律では今のところ認められていないから、その砂防堰堤から何かをつけて下に水を落として、下へまた堰堤みたいなものを造って、その水を利用するという事なんですか？具体的に地図が浮かんでこないのですが。

吉川（明）委員

具体的にどうするかっていうことになりますと私そのことは分かりません。ハッキリいって専門家ではありません。ただ他の砂防ダムから水を取っている方法を見ますと、幾つかの方法がありました。前も言いましたけれども、あるところの砂防ダムは切れてる上の溜まりきったところに15センチくらいの塩ビ管を入れて子供の水遊びみたいな、砂で造ったプールで水を取り込んでいて、下の浄水場に入れているところも見てきました。それもやり方だと思います。その方法についてはハッキリいっていくらでもあるはずですよ。出来ると思います。簡単に言えば砂防ダムから離れたところで水を取り込む方法はあるはずなんです。それは蛇川の中で考えたらどうなのかということで村としてはその提案を、申請を出したんですけど今のところ保留中という状況があるということで、方法については私が知っている方法なんかよりもっとたくさんの方があると思っています。

川野委員

それでは一つ確認しときますが、その保留中ということが原点にあってもいずれは認められるだろうと、そういうことにおいて1,000m<sup>3</sup>の水が取れるかとか蛇川の水を利用出来るかという審議をしている訳ですか。

吉川（明）委員

実は矛盾を含んだ話をしている訳なんですよ。さっきも言いましたけれども、村としては日向

山から水を取るがための申請をしております。その文中には先程紹介した通り、大丈夫だと、渇水期でも水は維持できるという文書を出した訳です。調査をしていった私としてみれば、もっと水があるということがわかったわけです。であれば、その水を郷土沢から取る水ではなく、虻川から全部賄ってしまえばいいのではないかというのが私の考えの原点なのです。井戸の水も向きを変えるとということも含めてですけれども、そういう総合的な考え方を持って、利水に関する解決をしていったらどうかという、総合的な提案な訳です。その一つの中に、虻川の水に余裕があるということを確認したかったのです。ところが、申請書を出しておきながら、結果として足りないと言い始めている、ここに矛盾があるのですね。1,000m<sup>3</sup>ギリギリだという数字が出ていて、申請している訳ではないと私は思っております。文章を作ったり、色々なものの兼ね合いの中から、そういう文書ができてくることは、私も知っているつもりですけれども、今ここにおいて1,000m<sup>3</sup>あるかどうかというのは、水利権という過去の否定できない権利を認めつつ、作ってきた文章の中では、それは叩き台にするしかないと思って、私は作ってきました。そういう中で1,000m<sup>3</sup>はあるのです。現実に流れてますし、水利権上もあるのです。これをベースにして、あと1,000m<sup>3</sup>豊丘村の2,000m<sup>3</sup>の内の1,000m<sup>3</sup>をどこからという話がやっと始まるのです。それで始まってきたのですけれども、今ここで1,000m<sup>3</sup>は無いと言われると、1,000m<sup>3</sup>あることの立証を私はするしかない、ということで今日、11回の提案を補充する提案をしたというのが事情であります。

竹内部会長

ぼちぼち、論議に入ってきてますので、途中で疑問に思ったことがあれば、質問していただくとして、利水の具体的な対策について方向を出していく、ということで論議を始めたいと思います。今まで出ているのは、今のお話のように、虻川からの、いわゆる取水をすると。これは、現に村としても計画はある訳ですけれども、まだ認可にはなっていないという経緯があります。何れにしても1,000m<sup>3</sup>については、これまでの論議の中で、水利権者とは同意を得て、ただその場合に、今まで使っていた井戸水等については、他には使わない。これは、いわゆる緊急時のためにとっておく、というようなところまでの経緯が、進捗しているというお話がございました。それから今日出ましたのは、前回丸山委員が出しました、利水ダムに関わる堆砂容量と費用の関係、この資料が出ました。それから当初の予定のダムの費用の関係、それから新たに今日出ましたのは、いわゆる硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の処理施設の関係、大きく分けて三つです。最終的に出ている訳ですけれども、これについて皆さんから率直な意見をいただいて、方向を出していきたいというふうに思いますので、どなたからでも結構ですので、それぞれ意見をお出しいただきたいと思います。以上です。

竹内部会長

はい、どうぞ、吉川村長さん、どうぞ。

吉川（達）委員

特に資料1について、関連して心配に思う訳でございますが。このような幾つかの例を出していただいて、利水ダムの一つの目安というようなことは、財政的なことはある程度、建築費用のことはわかるわけですが、本当に村の方では、今計画にあります郷土沢ダム、あの計画だと事業費の0.8%の負担でいけるといふ、制度上、本当恩典があるわけですが、この利水ダムというような場合、非常に事業費的には勿論、総事業費的には節減できるのですけれども、非常にこの財政の厳しい中、特に豊丘は財力が非常に乏しい訳でございます、そこで例え、それが補助対象となったとしても、半分、またその残りの半分以上をどう工面するかということになると、大変に厳しいものがある訳でございます、何とかして、せつかく国で、今の流れの中では認可をして、一つ治水・利水両方の施設を造ってくれるということまでいっておりますので、ご理解をいただいて実行いただきたいと、私はそんなふうに思うところでございます。

竹内部会長

はい、どうぞ。

田島委員

郷土沢の現在計画されている計画については、いわゆる堀越大井との約束の中で、現在堀越大井の取水形態を考慮するかたちの上で、計画や設計をすると、こんな約束事があると思います。現在ここに、今日出された、いわゆる利水容積の140,000m<sup>3</sup>というものは確保されるにしても、いわゆる堆砂の容積というものは、それぞれこういうかたちで、幾通りか出されているのですが、そういうことで堆砂容量を見ないということになると、果たしてその140,000m<sup>3</sup>というものが、間違いなく確保されるものであるかどうか、そんな疑問を感じるのですが、やはり、これは当初計画の通りの施工をやってもらわないと、堀越大井の関係者としては、大変心配になるという気持ちがあると思うのですが、そこら辺はどんなふうに考えられるのか、ちょっと質問をしたいと思うのですが。

竹内部会長

今、要は利水ダムの堆砂容量との関係ですね。考え方をお願いします。

吉川(達)委員

関連についてであります。よく地質については、水を貯めるともろい地質で、直ぐ埋まると、その周辺が崩れるというようなことをお聞きするのですが、その場合にどのくらい崩れるのかという量がわかれば、お聞きをしたいと。

竹内部会長

お願いします。今日出ました利水ダムの堆砂容量、ゼロ、10年、30年と分けてますけども、利水の関係も含めまして、利水容量が140,000m<sup>3</sup>、例えばこれがゼロの場合は堆砂すれば、その分堀越大井と約束している課題についても確保できるのかというものが一つと、それからダ

ムを造った場合、予想される周辺から出る土砂の量についての予想が立つかどうかという二点です。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

建設事務所です。一般例でお答えさせていただきますが、資料の検討試算の前提条件のところでございます。今の堆砂の考え方ですが、「なお、堆砂量に応じて、貯水池上流の貯砂えん堤及び堆砂土除去等の費用が別途必要と思われる」というかたちで、そういったような貯砂えん堤を造りまして、堆砂対策をするという考えもあるかと思えます。村長さんの崩壊に対する量の考え方なのですが、貯水池周辺の地山から、ダム完成後に小崩壊や落石が発生する可能性は考えられますが、調査の結果は、ダム建設に支障となる現地の地すべりや大規模な崩壊を示す地形、地質状況は認めてないという状況でございます。それで貯水池による表層崩壊につきましては、今後必要に応じ検討してまいります。本格的運用の前には、試験湛水というようなことも行います。そのときに斜面の安全性等も検討してまいるといふ考えでございます。

竹内部会長

はい、どうぞ、田島委員さん。

田島委員

上流に砂を貯める堰堤等を造れば、それは解決できるということだと思っておりますが、これもいわゆる事業主体は、村になる訳ですか。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

食品環境水道課です。利水ダムに付随するものについては、その実施主体である村になるかと思えます。ただ河川管理上で色々な問題があるかどうかは別として、利水ダムを守るためということになれば、それは村になるかというふうに思えます。

田島委員

ダムの事業主体も村であり、それに関連する施設も村だということになると、当初計画とは全く相違する村の財政負担になると思うのですが、そういう点で村長さん、どんなふうにお考えですか。

竹内部会長

はい、吉川（達）委員さん、どうぞ。

吉川（達）委員

村としては、浄水場を造るだけでも大変なことだという、財政計画の中でありますので、もう一度基本から練り直していかないと、この計画は実行できないと、そんなこと考えております。

竹内部会長

他に如何ですか。はい、どうぞ、川野委員さん。

川野委員

私はずっと郷土沢川部会で、今日までいろんな議論をした中で、自分なりに、自分の心の中にある程度煮詰まってきたものがあります。柱は三本しかないと思うのです。一つは堀越大井の問題。それから二点目が、地下水の汚染が進んでいるという現実が一点。それから、郷土沢ダムというのは、既に村ですずっと長い年月検討されて、議会で議決されている議案であるということです。議会で決定されて、既に取付道路なんかの建設にも入っている訳なので、その三点を一番クリアするには、この場で、議会で議決されたダム建設を、私達の権限で、果たして否定して良いものかという、その三点をクリアしていくには、この郷土沢ダムというものを、そう簡単には排除して、代替案に即入る。この前までは、いろんな気持ちがありました。何か替わりになる良いものがあるかどうかと。でも地下水が豊丘村の場合は、他のダム建設が予定されているところに比べると、飲料水が非常に汚染されたものを、現実に村民が飲んでいる訳です。その問題の現実の一つ、本当に受け止めるということと、それから堀越大井の問題も、一つ大きくあると思います。それらを考えて、私は郷土沢ダム建設というものを、そんなに簡単には否定していけないという、今日この場へ出てきて、そういう気持ちがある程度強く持ちました。

竹内部会長

はい、他に。はい、丸山委員さん、どうぞ。

丸山委員

前回の時に、利水ダムというようなことで、今日またこういった資料を出していただいた訳なのですが、私もはっきり言って、水を河川水に頼るか、地下水に頼るか、どちらかということでスタートしていた部分だと思うのですけれども。あとはそれをどのようなかたちで、どこから取るかという方法論に入ってくる部分だと思います。この利水ダムの今日の資料を見せていただいたときに感じたことは、やはりこれだけの額の物を、特に建設助成制度を何とか利用できるようなかたちの中で進めていくという可能性もありますけれども、それから後の維持管理等、特に堆砂の問題については、やはり前々から、郷土沢という地域については、かなりやっぱり、私自身も現地を見て疑問の点というのがすごくあって、果たして、その維持管理というものに、かなり莫大な額が掛かっていくのではないかということ、それから浄水場も配管についても、それぞれ北部の簡易水道としてやっていかなければならないということになると、かなりこれは単価の高くなってしまふ、住民負担が多く掛かってくる方法になってしまうという気がしております。それから今、川野委員さんが言われた、村長さんも言われておりますけれども、0.8%の負担で110億の8,800万を負担すればできるのではないかという、それはもう当たり前のこととして、皆さん認識していることと思うのですけれども、やはり前回も言いましたけれども、

治水等について考えてみても、やはり19m<sup>3</sup>のカットというものが、果たして芦部川全体から見た時に、どれだけの効果として捉えられるのか。その110億というものをかけての経済効果として、社会通念に照らし合わせて、現在の中で、外から認められるのかということは疑問に思うことは、私は現地等歩く中で感じてきました。それから、吉川(明)委員さんの、虻川からの取水については、私は前の時にも言いましたけれども、水利権絡みの問題からいくと、それを北部全体のかたちの中で捉えていくというのは、かなり難しいのではないかと思います。ただ、林地帯であるとか、実際、今日出してもらった資料を見みると、途中であるとか、それから林原等についても、当然水利権の絡んでいる部分がありますので、そういった部分に対して、その水源を利用していくというかたちであれば、仮に郷土沢ダムというものに頼らなくても、これは今日出してもらった資料で、一番これをもっと早く出してくれたら、もうちょっと資料等の請求等ができて、可能性あるのかと感じたのですけれども。この硝酸・亜硝酸性窒素の処理施設というものが、この程度の額でできるのであれば、私は今、対外的に見ても、村としても、この設備を考えていくことが、何か一番全ての、今まで問題としてきた部分を簡単に解決してくれるのではないかと、そんな気がしてきていたのですけれども。この紙一枚だけでそうってしまうのも私も、自分自身が情けないと思うかもしれませんが。今まで一生懸命議論してきた部分は何かという気がするのですけれども。先程川野委員さん言われましたけれども、硝酸・亜硝酸性窒素の処理については、できないというような捉え方ではなくて、私はかなりコストが掛かってしまって、理論的には可能だけれども、コストが掛かってしまって難しいというようなお話だったような気がします。ですから頭の中には、それをやったら下手をすれば住民負担というものは、もっと莫大なものになるという認識で今までいましたので、ちょっとこの資料というものが、本当に現実的なかたちとして反映できるのであれば、この方法が一番、変な言い方ですけれども、手取り早くて、皆さんの理解が得られて、すんなりいける方法ではないのかという気がして、今この資料の説明を聞いておりました。

竹内部会長

他に、はい、どうぞ、松島(信)委員さん。

松島(信)委員

今の丸山さんに付け足して申したいのですけれども。硝酸性窒素などを除去するというのが、もし近い将来必要だとなれば可能だということは、今、具体的な資料は出せませんが、この次の部会くらいには出すことができます。それはある程度豊丘村だけの問題ではなくて、農村地帯においては、特に地下水を頼って上水道をやっている、そういう地域というのが意外に多くて、そういうところで、どういように対応しているかという事例を、あくまでも具体的に当たってみることが一番大切ですから、それを提供できるかと思います。ですから、それも一つの方法であると。その方法が一番豊丘村にとっては大事なことであり、そういうふうだと思います。もう一つ、吉川(明)さんの出された方法と、今の硝酸汚染等の問題等絡んだときには、取りあえずは、今のところは林水源だけが問題なのですから、薄めることが一番簡略なので、現在それを実行し

ている訳ですけれども、もし、吉川（明）さんの出している虻川からの取水が可能になったあかつきには、それに疑問だという意見もありますけれども、今の流れからすれば、可能となる見通しの方が大きい訳ですから、そうしたときには、伴野水源の井戸を直接林水源の方へつないで、そこで薄めることが緊急に最もベターで、最も安価にできることだというように思います。その二つのことを提案しておきます。

竹内部会長

他に。はい、どうぞ。

吉川（達）委員

期待は本当するのですけれども、今年の夏、やっとうこういうことができそうだというニュースが新聞に報道されている段階でありますので、明日からの水が困るとこの村の実体でございますので、それを待ってダムを撤回ということにはならないと、私はそんなことを感じます。

竹内部会長

できるだけ全員の皆さんから御発言いただきたいと思いますので。黙っていても当てますので、どんどん積極的にやって下さい。お願いします。丸山委員さん、どうぞ。

丸山委員

何人かの皆さんの意見を聞いていて、今松島（信）委員さんが言われた、今一番とにかく問題になっているのは林水源ということで、そこを進める手段として、南部の伴野水源からもってくるという方法、現在は田村からもってきている訳ですけれども、何れにしても、森田課長さんのお話の中にもあったように、各水源自体がかなり元々の能力よりも過分な水を揚げているところが多いというお話であったので、何れにしても水源というものは何処かに求めていかない限りは、豊丘村の未来に対しては、すごく不安な部分だと思っておりますので、私は先程言いましたけれども、虻川からの話がかなり具体的にってきているという段階であるということもありますので、この話をもっと詰めていく中で、充分林の水源に対しては、そこからもってくるということも、水利権絡みのことも含めて、充分理解が得られるような気がします。前回か、その前回の折にお話があったときに、林の皆さんの願いというのは、郷土沢でも虻川でも、どちらでも、とにかく自分達のところがもらえれば良いというようなお話で理解を得られたというようなお話を伺ったような気がしますけれども、そういったことから考えれば、今具体的に県にまで申請をあげて、今調整をとっているという段階であれば、それを早急に進めていただく中で、林の水源については、そういったものを上手く利用していくという方向も、考えていけるのではないかという気がします。ただ、将来にわたっては、林と、仮に林原くらの地域を芦部水系の中から確保できたとしても、南部簡易水道についても、当然1,000m<sup>3</sup>とって現在の井戸を補完的に維持していくというような計画であったかと思っておりますけれども、その辺の計画も見直して、小園水源あたりは、かなりいい条件の値を示しているということですので、そういったところはやはり有効に、極力

使っていただきたいと思ひますし、極力その水のやりくりをする中で、何とか今やっけていける方向は探せるのではないかというやうな、そんな気が私は話をしてきた中では感じております。ただ、北部の方も当然林や林原の地域が、仮に虻川からの取水というやうなことが可能になって、賄えることができたとしても、トータルとして当然まだ水量不足というものは、目の前にある訳ですので、それについてはやはり、井戸等に頼らざるを得なくなっていくのかという気がします。それも、新林水源が2,000万くらい掛けて150mということですので、その程度の深さを掘れば、十分な水量を確保できるということであれば、将来的な硝酸性・亜硝酸性窒素の処理施設の可能性等も含めて、充分一つの方向として考えていってもいいのではないかというやうな気がします。

竹内部会長

はい、どうぞ、川中島委員さん。

川中島委員

本日話がありました、この硝酸性・亜硝酸性窒素の処理施設のことでございますけれども、経費の点で私、若干疑問に思ふのですが、これは多分一箇所での試算ということだろうというやうに私は理解するのですけれども、現実に林だけの水源の水がクリアできれば良いという考えなら、一箇所でも良いかと思ふのですけれども、前回の資料にもありますやうに、汚染はやや右上がりということを考えますと、北部水源でも配水池が三箇所はあるやうにみるのですが、そうすると施設は三つ要るのかというやうにも、これは素人考えなのですが、そうすると費用の点で、ただ、今日出していただいた物が現実にできるとしても、それだけでは済まないのではないかというやうな疑問も持つ訳ですが、もしわかれば、お答えいただきたいと思ひました。

竹内部会長

いかがですか。全体のシステムの関係になると思ふのですけれども。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

ここにお出ししましたのは、ご指摘の通り一箇所をやった場合、2,000m<sup>3</sup>を処理してということですよ。あと分散している水源をどうするかというのは、村の方でどう考えるかということがありますけれども、一箇所に集めてという方法もありますし、水源ごとにやろうという方法もあるかと思ひます。水源ごとに分散した場合には、若干やっぱり割高にはなるかと思ひます。以上です。

竹内部会長

宜しいですか。一箇所に集めるにもお金が掛かるということですね。他にございますか。はい、どうぞ、平委員さん。

平委員

今までいろんな議論を聞いてきて、自分なりにダムが無かったらということで、考えたのですけれども、井戸水源に頼るのは当然未知な部分が多い訳で、もしかしたらこれから益々汚れていくかもしれないし、やはりこればかりに頼る訳にはいかないのではないかと。だとしたら、やはり吉川（明）委員さんがおっしゃったように、虻川からの取水ということを考えるのも決して悪いことではないと。具体的にはやっぱり、日向山ダムの上流であれ、下流であれ取水設備を造らなければいけない。その取水設備というのは、ちょっとやそつとな土砂災害とか、そういったもので埋没する可能性の少ないものを最低でも造らなくてはならない。また取水設備の下では当然、流量の観測設備なんかも、もしかしたら造らなくてはならないかもしれない。更には浄水池を造ったにしても、水道水源に使ったとしても、先程話が出たように、湯水期の話だとか、水利権の話というようなものもありますので、ここで硝酸性窒素で汚染されているかもしれないのですけれども、豊丘の豊かな地下水を緊急用に使うシステムを作ったらどうかと、自分としては考えるのですけれども。また今日、硝酸性窒素の除去装置みたいなものがあるということも話されましたので、こういった場合でしたら一つで済むと。こういうものを造ったとして、最終的に消毒をして配水池に配るといったシステムであったら、考えられなくはないのではないかと。但しこのシステムを作ったときに、判断しなければいけないことは三つありまして、先ず一つは、上水設備なり、貯水設備なり、観測設備なり、硝酸性窒素の除去設備なり、井戸ポンプのメンテ、直したとか、その他の維持費だとか、それを全て村費で賄わなくてはならない。仮に起債時に二分の一の補助あるのかないのかわからないのですけれども、こういったものが果たして良いかどうかというのは、村民全体が判断しなくてはいけないこと。あと虻川下流の井水の受益者にとってみれば、当然流量観測をしたとしても、数字だけで言われても、当然変動幅が大きい訳ですし、不確定で、数字だけでは到底納得できないところがあると思うのです。結局は、足りているという感情だけだと思うのですけど。それが満たされる必要があると思うので、結局はこういうシステムをやった場合に、井水の受益者がそれでもいいよと、足りないときは水道水は井戸水を使ってもらって、虻川に流してくれよとそういったものがそれでいいよという判断を、またしてもらわなければいけない。あともう一つ、ダムがないとしたら、当然治水のことも考えなくてはならない訳で、治水では河川改修ということになると思うのですけれども、河川改修で流量が賄えるにしても、ピークカットされてない訳ですから、瞬時に大量の水が流れるのだということは、流域の住民にそれを充分説明する必要があると。こういった三つの条件を満たせられれば、虻川の取水ということを考えても良いのではないかという気がしたのですが、ちょっと判断が難しいので、私としては大体その辺までを考えました。

竹内部会長

ありがとうございました。他に、はい、小林委員さん。

小林委員

資料の1です。先程いただきました、利水ダム検討案。これを見せていただきますと、100

年分で80億事業費が掛かるということで、当初の郷土沢ダムが42mで、治水利水を含めまして、110億ということで概算が出ている訳ですが、例えば、利水だけで100年分の堆砂に対応するというので、利水ダムの概算事業費80億プラス貯砂ダム、それから排砂設備等を加えますと、恐らく100億円近い金になるのではないかと思います。そうすれば、利水単独でやれば、これは受益者負担ということで村の負担ということになれば、とてもできる事業ではない訳でありまして、ただ資料を見せてもらっただけというような結果になってしまう訳であります。従って治水を含めれば110億、その中の、先程から言われてますように0.8%、約8,800万の金でもって、国の補助で利水も治水もできるということになる訳です。それで、今の社会情勢からみまして、そういった42mで110億の金がプールされても、なかなか難しいのではないかなというような、今ムードになってきておりますけれども、そういった多目的ダムで、どの程度の高さでどれくらいの費用ならば、そういった県の補助でもって、村の費用の負担が無くてできるかと、そういった点を議論していただければ、利水だけでは駄目、治水はダムがなくてもいい、こういう分離してやったのでは、なかなか進まないような気がしますので、両論併記ということではなくて、何としても、水道用水は私は郷土沢ダムに当面頼らなければ、虻川の方も議論の方向がそちらにしておりますけれども、今後また、関係河川使用者の同意の問題とか、色々なまだ不確定な心配する要素が含まれていると思います。従って一番心配される上水道を、村の負担が無くて何とかやれるとうのが、やはり今まで進めてきた郷土沢ダムの建設ではないかと、このように考えます以上であります。

竹内部会長

他に如何ですか。では、ご飯食べながら色々考えていただくということで、5分前になりましたので、午後1時まで休憩したいと思います。

< 昼食休憩 > ( 11 : 55 ~ 13 : 00 )

竹内部会長

では、再開いたします。午前中に引き続きまして、委員の皆さん方から利水対策について、どのようにすれば宜しいか、また率直な意見を交換していただいて、方向を出していきたいというように思いますので、順次発言をお願いいたします。丸山委員さん、どうぞ。

丸山委員

前回の11回の郷土沢川部会の資料で、カラーの水道配置図を出していただいたのですが、その折りに吉川(明)委員さんの方から、ちょっと見ていただけるとわかるのですが、要するに佐原の29というところから、木門の19まで連絡管をつないでということもあったわけですが、そこをどういうふうにするかということは、具体的にもしそという方向にな

れば話をしていくことになるかと思えますけれども、基本的に午前中にも言いましたけれども、この地図で見る19の木門、それから18の林里、配水池も含めてある、ここに限って言えば、虻川からの取水でもって水を送っていることについては、恐らく地元としても水利権の理解は得やすいという判断で、私はいいと思うのですけれども、それを考えますと、林の第二水源から現在汲み上げているのが213というようなことなのですけれども、この213という数字が、ちょっと確認しておきたいのが、田村の水源から林の水源へ入れて稀釈して、それから水源として吸い揚げているという捉え方で考えると、この計画にあります13年実績の、田村の第三水源で805という数字がありますけれども、これは林の方へ送っている量も含めての805なのか、林の第二水源からの実績の213という数字が、その805を送った後に、それから又揚げている数字なのかということだけ、ちょっと確認しておきたい部分かと思うのですけれども。単純に林の水源の213というものを、仮に虻川から賄えたとすれば、単純計算で1,500m<sup>3</sup>くらいの水量を、北部の簡易水道とすれば、確保できるようなかたちを考えればいいのかというような気がするのですけれども。そうすると、現在田村と河野の二つの水源から汲み上げている部分が、約1,500近くある訳ですけれども、田村については、かなり過度の汲み上げをしているというようなお話だと思いますので、ここで新たな地下水源というものを林の新水源ではありませんけれども、そういうかたちのものが一つできれば、数字的には何とか15年計画というようなかたちの中で考えても、そこそこ200とか250というような数字には近づかないとは思いますが、300なり、300を超えたあたりの数字で、350前後くらいの数字でもっていけば、そんな気もするのですけれども。そこら辺の林水源の数字のことと、田村水源の数字のそこら辺の現在の扱い、河野それから河野の第二、第三、田村第三水源を含めて、350くらいの取水というものが可能なのかどうかという、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思えます。

竹内部会長

豊丘村さんの方でお願いします。

森田豊丘村環境課長

只今、お話のありました林の関係でありますけれども、これは当然田村の方から水をいただいている都合で、これだけ汲み上げて賄っていると、そういう意味でございます。田村の本来の水源から水を揚げる量というのは、一番最初の頃に北部簡易水道の水源の箇所図というような図面をお願いしてありますけれども、その時の書類を後で見ていただければわかると思えますけれども、一番最初の計画では田村の水源からは397m<sup>3</sup>を汲み上げると、そういうような計画でありましたけれども、林の実状を考えまして、そちらへ廻している都合で、こういうふうに沢山汲み上げていると。この図でいきますと、田村が805になってしまっていると、そういうことでございますので、宜しくお願いいたします。以上であります。

竹内部会長

はい、丸山委員さん、どうぞ。

丸山委員

そういうことだということは、もう一つ確認したいのは、林の新水源から汲み上げている213と田村の第三水源から汲み上げている805というのは、純粹に水道水として各家庭へ配分されている数字という考え方でいい訳でしょうか。私が考えたのは、林の第二水源の方にそういうかたちで稀釈しているのかというのが、ちょっと具体的にわからなかったものですから、単純にそういうことであれば、この林第二水源からの林里、それから木門についての配水池へ送っている水の分というものは、田村からのものも一緒にあがっているというような捉え方で宜しいでしょうか。

竹内部会長

はい、どうぞ。

森田豊丘村環境課長

その通りであります。これは必要な分配水しているかどうかということは、何とも、漏水部分等ありますので、きちり同じ数字ではありませんけれども、必要量ということで両方足していただいて、それだけは田村、林で必要と、そういうことでお願いしたいと思います。

竹内部会長

はい、丸山委員さん、どうぞ。

丸山委員

ということは、ここにある林第二水源の213という数字は、例えばこの林里の部分、要するに5番と、それから配水池の18番と、それから19番の木門の配水地、当然これ山田まで絡んでくるものになるのですけれども、ここの部分で必要な量というものは、この林第二水源から汲み上げている213より、もっと多い量だと、そういう解釈でいいのですか。

竹内部会長

はい、どうぞ。

森田豊丘村環境課長

そういうことです。そうしても必要な量ということであります。

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

それでは、仮に虻川からの水が利用できるということで、林里、木門あたりまで、山田がちょっとこら辺のつなぎ方からいくと、水利権絡みの理解を得られるかという部分も絡んでくるかとは思いますが、それを考えると、この今林の第二水源から汲み上げている213よりも大きい水をそこに持ってこなければ、仮にこの部分を虻川からの取水で賄うというような話になったときには、大きい数字をもってくるといような話になるかと思えますけれども、そうすると、それ以外の北部簡易水道の全体の使う水の量というものは、ここにある数字の単純に河野第二の309と第三の387、田村の第三の805を足したものよりも、まだ少ない量でいけるという考え方を持っていい訳でしょうか。

竹内部会長

はい、どうぞ。

丸山委員

この地図上でいくと、5番、18番、19番、20番、配水池あります。この地域の水道水の確保については、林里の第二水源から揚げている213と、それから田村からかなり過度に揚げているものも含めて、揚がっているという先程お答えだったような気がします。ということは、5番、18番、19番、20番くらいも含めて考えるのが、流れるにはいいかと思えますけれども、その部分を、例えば虻川の取水でカバーできるという話になったときには、現在揚げている田村第三水源、河野の第二、第三の水源のトータルしたものよりも、先程言った5番、18番、19番、20番を除いた簡易水道という考え方をすれば、その数字よりは、もう少し下のものとして考えてもいけるという判断をしても宜しいですかということです。

竹内部会長

はい、どうぞ。

森田豊丘村環境課長

減ることになれば、それよりは減ることなので、そういうことで良いと思います。。

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

稀釈分として、田村から廻っている水量というものは、どのくらいかということは、おわかりになりませんかでしょうか。

森田豊丘村環境課長

どれくらい取るかということは、ちょっとわかりません。ただ、400m<sup>3</sup>程度でいいものを8

05 揚げているということは、400くらい余分に揚げているかと、そういう感じがする訳です。

竹内部会長

はい、どうぞ。

丸山委員

そういうことになると、先程漏水云々というお話もありましたので、きちりとした計算ということは難しいとは思いますが、田村で400m<sup>3</sup>余分に吸い揚げて、その分を林、それから木門の方まで、それから山田まで含めていっているというような考えということになるかと思えますけれども、そうすると、そここのところの水が確保できれば、北部の簡易水道というものについては、309m<sup>3</sup>に、387m<sup>3</sup>に、400m<sup>3</sup>くらい、田村の第三水源の400m<sup>3</sup>を吸い揚げれば、将来計画ですので、それより若干多い数字にはなってくるとは思いますが、そうすると1,200m<sup>3</sup>くらいの水量が確保できればいいのかというような気がしますので、その条件というのは、現在汲み揚げている田村がかなりの数だということなのですが、田村の水は今より吸い揚げない状態でも、今の数字が確保できれば、賄っていけるというような数字にも思えるのですが、それについての見解というものは如何でしょうか。

竹内部会長

はい、どうぞ。

森田豊丘村環境課長

量的なものについては、そういうこともあると思います。ただ右肩上がりの窒素の量と、そういうこともあるものですから、我々としては、こればかりに頼っているわけにはいかない、こういう実状があることも含んでおいていただきたいと思う訳です。

竹内部会長

丸山委員、宜しいですか。はい、どうぞ。

丸山委員

そういうことであれば、当然それは今までの論議する中でのお話で、何度もお聞きしておりますし、それが大前提でのこのダム計画であったかと思えますので、当然だと思いますけれども、硝酸性窒素の汚染については、今までこの部会の中でも話してきたように、如何にそれをいい方向にもっていくかという、綺麗な水にもっていくかという、汚染をこのまま進めていいという話ではないかと思えますので、その点についての調査であるとか、言ったことについても、今までの論点の中でも当然言われてきて、考えていかなければならない部分として上げられていると思うのですが、そういったものも含めて、今現在で一番豊丘村が選べるベストの方向ということ、やっぱり考えていかなければならないと思うのですが、午前中から言ってま

すように、利水ダムについては、今現在の制度の中では、やはり受益者の負担というものは、かなり大きくなっていくだろうという考え方、それから、虻川からの取水だけに、北部の方全部賄っていくという方法論については、実際のその水量云々という話は当然、これからまた検証していかなければならない部分だとは思いますが、実段階になった場合は、私はやはり先ほども言いましたけれども、硝酸性・亜硝酸性窒素の処理施設というものが、この金額的なものに、プラス諸々のつなぎ込みをどうやるかという話にもなっていくことだと思うのですが、取りあえず、とにかく一番問題になっている林水源の部分というものを、どうするかという方法論になったときには、ダム以外の方法として考えられるのは、虻川からの取水か、それかこの施設によるもので、硝酸性窒素を除去して安全な水にして、供給していくという、二つの方法があるのかという気がします。ですから、やり方としたら、全域にこの施設を造るという考え方も当然できますけれども、先程言った、今の汚染されている原因というものの研究と、それから対策というものも当然、これから並行してやっていかなければいけない部分だと思いますので、その点を踏まえて、私はとにかく今問題になる部分のものについて、どういう方向でやっていくのが一番望ましいかという、その利水案というものを方向付けていくのが、一番自然なのかというような気が今はしております。

竹内部会長

はい、川野委員さん。

川野委員

午前中から出ております、この硝酸性窒素の処理の電気透析法という、突然今日こういうのが出されましたので、今もこれをずっと見ているのですが、県内には勿論こういうのを使用して効果を上げているところが無いという先程のご返答でした。ただ、全国的には実際にこの方法を使って、除去して効果を上げているところもあると。それはこの次に調べて来ていただけるという、先程のそういうお答えでした。ただ、全く今この一枚の紙を見て、私は非常に不思議な気がして、今までずっと議論してきたことが、この一枚の紙に、非常に釘付けになっているのですけれども、全く私達の想像の中に無い方法なので、例えば具体的にこの方法を造っているところを、全国の中にあるところを調べていただけるということでしたので、ただこの電気透析法というのは、素人の私達にはよくわかりませんが、なんでもかんでも汚い水をとにかく、硝酸性窒素の値だけを除去するためだけの装置みたいな、そういう化け物みたいなものにもちょっと感じまして。水というのは、この豊丘の場合もそうですが、硝酸性窒素の値を低くすればいいという、そういう目的だけではないと思います。それは当然、そのことは当然ちゃんとやるはずだと、うように私も思っておりますので、特に飲料水の場合は、飲んで本当においしいと感じる水に、この方法でなるのかどうかという、それは私達がこの前郷土沢の方へ行った時に、村長さんが崖下へ駆け下りて行って、郷土沢の水をそのままペットボトルに汲んできていただいて、車の中で飲んだ時に、みんなもう、本当川をただ流れている水を汲んできていただいたのが、すごくおいしかったのです。これは、その時に飲んだ皆さんも同じ意見だと思います。値だけ下げればいい

という捉え方に、今ちょっと私は非常に怖いものを感じますし、おいしい水でなければならないので、この電気透析法というものを、どこまでこれから具体的に詳しく成果みたいな物を出していただけるか、一つ、勿論お願いなのですが、こういうものが出てくるのが、ちょっとやっぱり、私自身の個人の考えとしては、非常にもっと早くこういう方法があるという、議論の対象になるという、今更という、今日はちょっと、そういう感を強く持っておりますので、一概にこの数字だけを見て、これだけの予算で、これだけの660万くらいの年間の維持費で、2,000m<sup>3</sup>の水が綺麗になるのであったら、たったこの紙切れ一枚で、今まで議論してきたことが、これ一枚だけのこの数字で判断していいのか、非常に私自身、これはちょっと、これだけの資料でいい水の、郷土沢の綺麗な水と比べた場合の、水の性質みたいなものがどういうふうになるのかという心配も、今は非常に持っておりますので、お願いしたいのですが、全国でそういうのを使っている場合の、本当に具体的な効果がどういうふうに出ているかとか、そういうことまでをしていただかないと、ただ費用の面だけと硝酸性窒素の値がこれでかなり落ちるというだけでは、やっぱりちょっと危険な気がいたしますので、お願いいたします。

竹内部会長

はい、お願いします。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

幹事の立場ですので、議論の中で必要なものを提供するということでありましたので、突然と言われましたけれども、今日になったということで、それはご理解いただきたいと。それから後段で言いました効果等についても、できるだけ確認したいと、こういうふうに思います。

竹内部会長

はい、川野委員さん。

川野委員

私も主婦の一人として、豊丘村に綺麗な水があるというのがわかりながら、例えばこの方法だけを重要視して、こっちで全てのお金を掛けて飲んだ場合、不味い水になったという、それでは、その辺のこの紙一枚を見て、非常に感じるというものは、水の味ということも、そんなに軽く見えてはいけないのではないかと、そんな気がいたしました。

竹内部会長

はい。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

言葉足らずだったのですけれども、水道の処理は原則的には水質基準というのがあって、基準に合致しないものを、その水の中から除去すると、決してそれも、新たな物を付加するというこ

とは、してませんので、ここで言っているのは選択的に硝酸性窒素を除去する、基準をオーバーしている、或いはそれに近いというものをできるだけ低減化すると、ということが処理の原則ですので、その結果が不味いかどうかということになると、また別の話になりますけれども、少なくとも基準を満たさない物について、基準以下にするということをお原則にしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

竹内部会長

宜しいですか。はい、丸山委員さん。

丸山委員

川野委員さんの言われるおいしい水を飲みたいというのは、人間として当然の主張だと思うのですが、先日テレビ番組で、たまたまトリハロメタンの、長野県の水の特集みたいなことをやっていたのを見ているのですが、何種類か水を並べて、どこの水道水が一番不味いか、おいしいかというのをやっていた、大坂の方には失礼なのですが、日本で一番不味い水で評判の大坂の水だと、それはみんなおいしくないということはわかったのですが、それはどうしてかと言えば、琵琶湖自体もそんなに綺麗な水ではないのですが、京都が先ず水を取ってそこから雑排として流すものが淀川に入って、その淀川の水を大坂の人達は水源にしているのだという。おいしいと言われる水は、どういうところかと言ったら、やはり伏流水であるとか、地下水のようなものから、やっぱり取っているものということになると思うのです。だから、おいしいということで考えれば、郷土沢のダムで貯めた水で、それから塩素を使っての殺菌とかするということになってくれば、当然そのトリハロメタン云々という話のことも、部会の最初の時には幾らか論議されたこともあったのですが、決してそれがおいしい水につながるかということは、また別な問題になってくるのではないかと思います。確かに流れている水をそのまま飲めばということですが、郷土沢というものを考えた時に、あそこから1,000m<sup>3</sup>取水するという考え方でいくためには、どうしてもやっぱり貯めていかなければならないということは、避けては通れない部分にはなってくると思いますので、その点でいきますと、吉川(明)委員の言われた虻川の方が、まだ可能性があるのかという気は、私はまだしております。ただ水利権というものについては、やはり難しさがあるので、その点に限って言えば、先程言ったような地域に限るような中で考えていけば、その点の可能性はあるのではないかと。ですから、もしそれができるのであれば、少なくとも今の時点では、そこそこの配水源の汚染というものについては、解決できる一つの方法になるということとは言えると思います。ただ先程森田課長さん言われたように、他の所も大体、やや右肩上がりになっているような部分もありますので、その心配があるということですので、そのためにどういう対策とっていくかということは、また考えなければならぬ部分だとは思いますが、その辺は先程も言いましたように、取りあえず今、水という点だけで言えば、どうも田村の第三水源を今よりも少ない量を、虻川からの取水が可能になれば、田村の第三水源、今よりも大体半分くらいの量にして、河野の第二と第三も、今くらいで維持できれば、中ら計画に近い数字が、何とかなるのではないかとというような、数字的には上

ではそんな気がするのですけれども。河野の第二水源の方が、大体8年に近い数字に上がってきているということもあるので、やはりその辺まで考えれば、その虻川からの取水にプラス、一箇所くらいのこういった可能性のある施設を造ることが可能であれば、考えていけば、何とかなるのではないかと。それと地元としての努力で汚染の問題というものを、いくらでも右下がりになっていくような方向を、やっぱり研究していく必要も当然あるかと思しますので、それをやっていく上で、これはもうこの地域の間人として、努力してもとても追いつくものではないというような結論が出てくる方向が出てくれば、私はその時点でまた、違ったものをあげていっても充分いけるのではないかというような気が今はしております。

竹内部会長

他に如何ですか。はい、どうぞ。

池野（洋）委員

村の方へちょっとお聞きしたいのですけれど、水道水に水道の受給量について、村では四次の総合振興計画の中で、伴野地区の下水道整備等をあげておられます。それと、ちょっと地区がわかりませんが、県営工業団地の誘致をやっておられますが、その地区もわかりませんが、それらの工業用水やら家庭の方々の飲料水、そこらがどんなふうになっているか、また増えてくるのではないかと思われますので、ちょっとご返事をお聞きしたいと思います。

竹内部会長

お願いします。

森田豊丘村環境課長

現在、豊丘村の下水道も90%を超えているということで、ほぼ完了に近いようなかたちになっております。そこで下水道の計画をするときに、その水については配水池を広げて、大きな配水池を確保してその水を廻すと、そういうかたちで整備をしてございます。従いまして、配水池の整備ということで、対応が済んでいるというふうに解釈を願いたいと思う訳であります。それと工業団地でありますけれども、工業団地の飲み水等につきましても、河野地区に誘致をした訳でございまして、その関係につきましても、全部工業用水とかそういうものについては、多分井戸に頼られるというような面もあるだろうということを考えましたけれども、従業員等の飲料水については、今の水で賄えるのではないかと、そんなようなことで計画をしておりました。以上であります。

竹内部会長

池野（洋）委員さん、宜しいですか。他に、ご意見。今まで出ていますのは、利水ダムについての試算なりもしていただいた訳ですけれども、それについては、今までの意見の中では、財政の負担等を考えると、水道水の方に跳ね返ってしまうと、村の負担になってしまうということで、

かなりそれは無理ではないかと、難しいではないかと。この辺については如何ですか。そういう認識で宜しゅうございますか。利水ダムに関わるものは、共通認識として宜しゅうございますか、その辺は。そうしますと、今までの意見で出ていますのは、いわゆる多目的ダムによる利水対策についてと、それから虻川からの、これまで村が計画していました1,000m<sup>3</sup>を取る。そしてその先は、その残ったのを活用するという意見もあるのですけれども、それを取るということと同時に、北部については、新たな水源の確保策、或いは既存の井戸水のそれぞれ、やりくりをしながら、先程の不透明ではありますが、処理施設なりを考えて処置したらどうかという、こういう意見。二通りになるうかと思うのですけれども。それからもう一つは、吉川（明）委員が言われている虻川から1,000m<sup>3</sup>、残ったものについては、予備として持とうとしているものを活用すべきだという案です。これが三つある訳です。この点について絞って、何れにしても、皆さん方に、できることなら一本にまとめていかなければ、公聴会になかなか諮れないということがありますので、その辺についてご議論をいただいて、一本にさせていただきたいということをお願いをしたい訳です。ただ、私、苦になっていますのは、吉川（明）委員の言われている件は、先程丸山委員も指摘しているのですけれども、水利権が絡むと。その辺がやっぱり将来的に考えても極めて不透明で、例えば、確約が取ればいいのですけれども、棚上げされている前の628m<sup>3</sup>でしたか、ゼロという表のところの、ゼロにする128m<sup>3</sup>、285m<sup>3</sup>、215m<sup>3</sup>、これについては予備としてとっておくということなものですから、その辺の水利権の問題もまた絡むし、それから更にとるということになれば、更に水利権が絡む訳ですけれども、その了解を得るのが不透明になってしまうのではないかと、私は思うのですけれども。その点は如何ですか。はい、どうぞ。

#### 吉川（明）委員

今回、虻川の日向山ダムから水を取るという方向を決めて、申請をあげている書類の中に、各水利権者の方の同意書が、村と知事宛に出ております。この内容は全て同じ文面であります。読んでみますと、「豊丘村が水道用水供給事業のため、戸中地籍の日向山ダムより、一級河川虻川の流水、最大資料量1,000m<sup>3</sup>、一日あたりを使用することについて、関係河川使用者として、支障が無いので同意します。但し、非常事態において、水道事業者、ダムからの取水を停止すると共に、竜東一貫水路から虻川へ放流する処置を講ずること。」という、こういう文面で、ほぼ統一されております。これは、先程言いましたように、申請をあげている文面で言いますと、日向山ダム本堤と副堤があって、副堤と本堤の中間部と言いましょか、中間部に井戸を開けるといふかたちを申請して、今のところ審議中という状況な訳です。これが通るか通らないかもあるのですけれども、もしこの案が通らなかった場合、この同意書が否定されるのかということもあると思うのですが、基本的にこの条件を満たしていくのであれば、この文面通りの物を満たしていくのであれば、水利権者の同意は得られるというように私は考えていいと思っております。

#### 竹内部会長

そうしますと、吉川（明）さんが言われているのは、その計画があくまで1,000m<sup>3</sup>という

ことであって、既存の村が進めていることに対して、言っているということでもいいですね。今までの論議の中では、もう一方で覚書があると。新たに浮く井戸水、虻川から1,000m<sup>3</sup>とることによって、一つは廃止をする、あと三つについては、22年計画ではゼロになってくるのがありますね。要するに前のお話は1,000m<sup>3</sup>取って余るので、それも含めて北部に廻せばいいという、その部分のところ、ですから実際には覚書がある訳ですよ。利水の組合の方では。そういう話もあったのです、この前に。

吉川（明）委員

利水組合と言いますと、簡易組合の組合等がですか。それは、整理されてましたのでしょうか。私は、覚書があるというようなことは、認識の中に無かったものですから。

竹内部会長

要するに、その辺のところ同意いただければ、危機管理上、渇水期にとっておくという約束があるという話。

吉川（明）委員

そこはきちんと整理して、あるならあるで紙で出てこなければいけないと思います。あるというふうに発言された方は、是非それを出していただきたいと思います。そういう意味で私の認識では、簡易水道組合毎の、そういう横の協定でしょうかあるとすれば、それは見せてもらいたいですし、もう一つ今までのお話の中で、ある井戸がその簡易水道組合の配水池の外でも、離れた所から取り出した水でも、別に問題は無いというお話はあったと思います。簡単に言いますと、南部簡易水道敷にある井戸から取った水を北部簡易水道の中に入れても、何も問題は無いはずで。そのことと、今回虻川から水を取ってきていただいて、南部に注ぎ込んで、南部水道で使うということの、その調整が必要だということになれば、こういうことをやりますという同意を得る必要はあるかと思うのですけれども、虻川の水利権の方が南部水道の井戸水を、北部簡易水道に廻すということについて異論を述べることは、私はできないのではないかと思うのです。そういう意味で言いますと、虻川から南部簡易水道に入った水は、それはそれで配水をしていくと。そこで余裕が生まれるという前提において、6番目の井戸を北部簡易水道につないでいくというやり方。これは全く水利権を侵さない、私は言いませんけれども、強いてこういう文書を持って、余計複雑な水利権を作るよりは、虻川の水利権を守るという一定のこの文書があれば、井戸の水の置き換えは、事業者として、自由にやっていいことではないかと、私は考えているわけです。その辺は条例には触れてないはずで。それが前提にある提案ですので、村当局が管理する簡易水道、二つの間柄については、変更の申請をしてやっていく、又は新しく今回掘った井戸も既に使用変更の登記を準備している訳ですから、そういう方向が見えている中での提案でありますので、実現性はかなり高いものだということに私は思っている訳ですけれども。

竹内部会長

はい、吉川（達）委員。

吉川（達）委員

今の吉川（明）委員に関連してであります。伴野の区長さん、原一さんとの覚書の中で、その部分だけを、ちょっと朗読をしてみますが、「非常事態においてダムからの取水を停止し、竜東一貫水路より放流する措置を講ずる」。二つとして、「非常事態とは、上井水路との末端と下井水路の末端に水量の無い事態とする」。三つ目として、「現在の深井戸水源を予備水源として残しておき、非常事態には使用するが、その場合に水質が基準値以内の安全なものを使用する。そのために常に点検整備を行い、定期的に指導し、維持管理に万全を期するものとする」というような関係することは、この三つ、ちょっと復誦しましたけれども、こういうような覚書で、ようやく地域の皆さんから同意をいただいたという状態でございます。しかし、基本的には、今吉川（明）委員が言われたように、当然南部につきましては、虻川から水をいただいて、主体的にこの河川水を飲料水として使っていきたいのだという考え方でいるわけございまして、今まで論議されております砂防ダムへは、水は貯めないということではありますが、もし自然と貯まるということであれば、その貯まった水を利用して、その下流への配水の調整に使ってもらったり、また飲料水にそういうような貯めた水を、渇水時に使えるということになれば、飲料水に分けてもらえるというようなことも、全然見通しが無いということではないかと思っておりますので、粘り強く関係の皆さんにはお願いをしていきたいと思っておりますので、ここでも虻川の水は絶対にもう難しいのだという結論でなくても、私は何とか方法があるのではないかと、それまで粘り強くお願いをしていきたいと。水利権についてはそんなことを思っております。

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

私の認識は、基本的に虻川の水利権等に、水源として利用すると考えたときに、その同意書があるというものは、あくまでも南部簡易水源として利用するという話が前提の上での多分同意ということだと思っておりますので、それについて、それを北部の方へ廻すのだという認識で話しを進めることは、難しいことじゃないかと思っております。それこそ、先が不透明な部分になってくるのではないかと思っております。ただ、先程言いましたけれども、林里の地域については、前回かその前かは忘れましてけれども、どちらでも、自分達が利用できるなら、いいよというようなお話だったような、ちょっと私この部会の中で聞いたような気がするのですけれども、そここのところもちょうと、もう一遍確認してみたい部分なのですけれども。ですから恐らく、前に吉川（明）委員さんが言われた、佐原へ流して、それから19におおして、それから田村やそっちの方まで含めるといような考え方で、話をもっていくことには、かなりちょっと特に虻川関係の既得水利権をお持ちの皆さんには、そのまま受け入れられない部分の方が大きいのではないかというような気が私は致します。ですからその部分をクリアするために、少なくとも虻川の水利権の受益者として、

おられる方達のところへ配水するようなかたちのものであれば、まだ理解をしていただける可能性は大きいのではないかと思います。それをやることによって、当然南部簡易水道についても恐らく災害時には、きっと現在使われている水源から、水を使っていかなければ、足りない部分もきっと出てこようかと思えますけれども、そういった点についても、少なくとも虻川の水利権を持っている皆さんについての水源として、考えていくという方向であれば、理解は得られるのではないかと思います。その上で、この林地区なり、木門地区なりの分を減らした部分を北部簡易水道の計画水量として考えていけば、今よりも小さい数字ということで、可能性が出てきますので、その部分を補うために、どういうことをしていったらいいかということを見ると、数字的な計算から言いますと、先程言ったように、田村で400、河野の2と3で300少しとって、もう300くらいの地下水源が可能であれば、充分クリアしていけるような数字に近づくのではないかと思いますので、その可能性は、探してみる価値はあるという気がします。

竹内部会長

はい、どうぞ。

吉川（達）委員

私、言葉足らずであって、確かに今の焦点は、北部の方へその虻川の水をもってくるかということでありましたので、先程の私の発言については、あくまで村の当初計画のように、南部簡易水道へ虻川の水を使用したいという、そういうことでの情勢分析をしたということでありまして、今の丸山委員の考え方の基本というものは、やはり説明の中にも北部の方へ水をいただきたい。また正式な場では、林地区は、やはり虻川の水利権をもっているからということで、虻川へも、これはいただきますという、そういうことも一言も申しておりません。あくまで郷土沢の方が、一、二年先に水利権の願いは進んでおりましたので、林までは郷土沢の水を配るのだという、そういうことから始まっておりますので、その点、ちょっと言葉を増やさせていただきたいと思いません。

竹内部会長

小林委員さん、どうぞ。

小林委員

水利権ですけれども、虻川に限らず、水利権を取る場合は、10年間の湧水流量と、それから関係河川使用者の同意があれば、この二つが整備されれば、水利権は取れると思うのです。関係河川使用者ですけれども、例えば虻川の場合、河川関係使用者の同意を得る場合に、幾つもの慣行水利権がある訳です。それで現行の河川法は、多分昭和40年の4月1日から施行されていると思うのですけれども、その時の経過措置として河川法施行令に、多分慣行水利権については届けをすることによって、水利権が付与された、こういうようになっていると思うのですけれども。

その届出をするときに、一つの用水で、何々水利組合の誰々という、個人の名でなくて、水利権者全員が印鑑を押して届出をしていると思うのです。ですから今度虻川で、取水するという場合に、その慣行水利権者の、例えば取水口が五つあれば、五つの受益者全員の同意が無ければ、関係河川使用者の同意を得たことにはならないのではないかと思いますので、ちょっと今から同意を取るということは、至難の業ではないのではないかと、私はそのように考えます。

竹内部会長  
どうぞ。

吉川（明）委員

今、小林委員、全員のと言うことをおっしゃられましたけれども、同意書には全員ではなくて、代表者印で宜しい訳ですけれども。

小林委員

そうするとあれですか。慣行水利権の届出を昭和40年の4月1日以降にしとると思うのですけれども。その届出は水利組合の代表者1名でなってますか？1名でなっていれば、それでいいと思うのですけれども。その代表者が一人でもって、届出を出したのではなくて、受益者連名で、恐らく出しているのではないかと、このように私は思うのですけれども。そこが違えば、個人で届出を出して、それで受理をされていけば、いわゆる役付けでもって、人は当然替わっていても、代表者であればいいのですけれども、もしなかった場合には全員の同意が要ると、このように私は理解していたのですけれども。そのこと如何ですか。

竹内部会長  
はい、どうぞ。

吉川（達）委員

大事なことだと思いますので、公式の場で、はっきりお聞きをしたいと思いますが。以前は、全員の承諾ということだと思ったのですが、今はそのような会議は勿論、持つのですが、代表でいいということに、変更なっているのかどうか、私はそんな解釈をしているのですが、どうでしょうか。教えていただきたいと思います。

竹内部会長

今、ちょっと確認するそうですので、その件お待ち下さい。ですから虻川の件は、段取りとしては、さっきのお話のように進めている訳ですね。申請出して、県の方に今、審査をお願いしているという段階ということですね。後は県の方が認可するかどうかという段階であると。ですから、私さっき申し上げたのは、その他に吉川（達）委員言われているのは、その今までの約束事に対して、水利権者の、やはり約束事の変更とか、新たな権利の取得とか、そういう問題が出て

くるのかどうかということを確認したかった。私の考えは、新たな問題があるとすると、それはどれくらい時間が掛かるか、或いはそれが可能性としてあるのかどうかということは、明確にこの部会とすると、方向出せないと思うのです。方向を出せないとなると、どうしてもそれしか方法ないとするならば、また考える余地はあるかもしれないですけど。それによらない方法を、より具体的にどういうふうに出したのか、ということを考えなければいけないのではないかと。そういう意味で申し上げた。具体性のあるものをやはり、先ず、出すことを部会としては考えるべきではないでしょうか、という意味で。だから皆さん、納得頂ける方向が出ないと。水利権者というのは、逆に言うと分からない。国がどうなるか分からない。そうなるとうからない部分も出てくると思うので申し上げたのです。新たな事態が出た場合には困るのではないのでしょうかという事です。

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

そうしますと、単純化した質問としてお聞きしたいのは、ある簡易水道を使っていた井戸を違う簡易水道の方へ供給を変え井戸の変更の申請をする場合、水利権について調整をしたものの文章がつかないと、県は受理をしないのでしょうかという質問をしたいのですが、県の簡易水道の変更申請を受け付けてくれる係の方はいかがでしょうか。

竹内部会長

事務局の方で、はい。

星野食品環境水道課課長補佐水道係長

水道法の中では経営について認可します。その中にどういう方法でまかなうかという事が出てきますので、今のご質問の水利権と井戸を使用する方法を変えるという事は直接的には関係ございません。ある水道の水源としてこの井戸を使いたい、この川の水を使いたい、そういう申請をしていただくだけの話です。だから井戸の使用法と水利権との直接な関係はございません。

竹内部会長

はい、吉川（明）委員どうぞ。

吉川（明）委員

はい、わかりました。

許認可を担当とする部署としては、水利権がどうなっているかという訳ではなく、工法の中で合理点があれば受けていただけるというふうに、今のお答えを受け取らせていただいた上ですけど、そういう意味で言いますと需要主体である村当局が、この井戸の繋ぎ換えに関して水利権を調停しなければならないという判断をした場合に調整にかかるという事ですよね。逆に村当局で必要がないとすれば、調整をしないで繋ぎ換えの工事をするという二者択一で事業本体は判断

すると思うのですけれども。まあ、必要があるとすれば、水利権の発生する区長さんのところに  
いて、井戸の水をこちらへ振り向けるようにしましたからという説明をするという手順がある  
と思うのですが、そういう手順を村当局としてはふむ場合に、又はふむ必要があると現段階では  
私の提案からみてどうお考えになられますでしょうか。

竹内部会長

どなたに聞けばいいですか。村長さんでいいですか。

吉川（達）委員

全ての水源を変更する場合には、認可申請をして許可をもらってするのではなかったかね。森  
田課長どうだった。

県を通じて厚生労働省の方へ申請して・・・。

森田豊丘村環境課長

当然水源の変更という事になれば認可が必要になります。

そういう事でこちらでも申請を出さなければならないと思いますが、住民感情的なものもござ  
いますので、あまりな事はできないという事もありますし、河川から水を取ってきて後でいた  
くという場合には、当然水利権もいただいて来なければならないと考えておりますので、許認可  
の関係で必要が無いかもかもしれませんが、村としてはどうしてもこれはクリアしなければならない  
問題になると思います。

吉川（明）委員

先程、食品環境課長がおっしゃられた事は、今森田さんがおっしゃられた事と同じ意味であり  
まして、許認可には直接水利権は関係しないけれども、前段の事業者の主体として地域の水利権  
者に整理する事についてはするべき行為であるという事の確認ですので、それは部会長がおし  
やる前提においてできるかどうか分からない訳ですので、これ以上論議を進められないとすれば  
私の提案は却下されると言わざるを得ないと思います。

ただこれはやるかやらないかという事業主体の心意気等があると思います。そこまで理解を求  
めていても、1,000m<sup>3</sup>はいただきたいという心意気があった上での虻川の1,000m<sup>3</sup>だ  
と思います。それが無ければもう1,000m<sup>3</sup>どこかもらってくるという話もできないとそういう  
ふうに私は考えていますので、先ず虻川については事業主体として必ずいただけるように努力す  
るという言葉がいただければ、私は次の段階があるのではないかと考えています。以上です。

竹内部会長

その点は前からお話が出ていますけれどももう一度・・・。

いずれにしても1,000m<sup>3</sup>は、まだ認可になっていないけれど村として進めている話です  
から全体的には関係してくるのですが、村が進めている計画についてはよろしいですね。

何かありますか。はい。

小林委員

それはあくまで南部用水という事で理解してよろしい訳ですね。  
わかりました。

竹内部会長

今までの論議の中ではいろいろと村としての事情もありまして、連結するとか或いは統合的に考えるとかの話は、将来構想として全体の枠の中で出ている事は出ていると。その認識は皆さん方に一致していただいていると思うのですけれど。それは村全体の今後の利水のあり方に付いての検討の中で、こういう考え方があるという事での1,000m<sup>3</sup>であろうという認識ですが、それはいいですよ。

新たな問題が出てしまうと先がつまってしまうので、さっきあえて吉川(達)委員の事を確認させていただいたという事です。

そうしますとあと残りの部分は、丸山委員から提案されています、今度は北部の方の新たな水源の問題。それから既存の井戸。

例えば新たな新配水源の活用も含めて、既存の林第2水源をできれば閉鎖したいという話もあるのですが、その中のやりくりの問題と新たな水源の確保の問題。それに基づいて前提になっているのは、先程も川野委員さんからお話が出ましたけれども、硝酸性・亜硝酸性窒素の処理施設の問題も前提としてその話も出ると思うのですが、その点に付いてはいかがでしょうか。

今、絞られてきているという事です。ダムとあと今いった丸山委員と吉川(明)委員の案に皆さんからいただいた案を含めて、どちらか二者択一になってきているという事です。

はいどうぞ。

吉川(達)委員

そこで今日いただいた資料2をちょっと見ていただければと思いますが、例えばこの計画しています郷土沢ダムの建設費という事で、県の財政も非常に厳しいという事は情報としてはよく承知しておりますけれども、この計画だと28億程が県の方で、一般財源と記載の交付税無しという事で実質的にご負担をしていただかなければならないという事なのです。

申すのも心苦しいのですけれど、この補助事業ではなくて他の事業で一つ豊丘村が生き残るために水源確保をして、それに対して県でも支援してくれるという事になれば、これ以上の金をいただかないと村としても新たな水源を確保し、将来住民の皆さんが安心して暮らしていただけるという訳にはいかないのです。

県の財政から見て、せっかく国の方でもこの制度であればこういう内容で財政支援をするのだという事がありますので、手っ取り早いといいますが実現性のあるものを進めなければならないという立場でありますので、そういう事になりますとこのきれいな清流の水を使うという事が、これから心配される汚染がどこまで進むかわからない地下水の利用を模索するよりも、安全度が

高く完璧であるという考え方に変わらない訳ですけどよろしくお願いをしたいと思います。

竹内部会長

ちょっと私、聞き逃してすみません。これ以上のお金というのはどのことをいったのですか。ダムは8,800・・・。

吉川(達)委員

そうですね、110億のダムを造るには県の方の記載に、県費として一般財源の内訳があるのですが、記載の中でもこういう処置があるという事ですので実質的に県費として、当初いただくお金が28億4,900万という事になるかと思えます。

国の制度にのらず、受水者が単独でやれという事になった場合に、うちでとてもやりきれぬ事業費ではありませんので、もし県の方で小さい施設をつくったとしても、県費として28億以上の県の財政支援がないと、私共としてはこのダムを中止した事によって残念に残る問題であるという解釈を摺る訳でございます。

ただダムの規模について、あの地質の中や堆砂の心配の中で、どの規模がいいかというのは、今までの事例の中でもどういふ県や国に、お金がふんだんにある訳ではありませんので、最小の費用で最大の効果を上げるという基本的見地からの計画であるというように、私は今までのいろいろな事業の進め方について理解をする訳でそういうような点から申しますと、これをせつかく認めていただいたというのは多分、余分で贅沢な計画ではないのだという理解をしたいと思えます。

竹内部会長

はいわかりました。他にございますか。

お答えわかりましたか、それではお願いします。

西元河川課計画調査係長

先程のご質問でございますが、第6回の郷土沢川部会の資料2-2という水利権についてという資料がございます。お持ちでしたら見ていただければと思います。

その中で4に農業水利権というのがございます。その農業水利権のところを読ませていただきますが、明治以前から引き継がれている慣行による農業水利権の主体は、その慣行内容に応じて決まるものであるが、一般的には取水、導水に関する権能は伝統的水利団体又は村落共同体に受益の権能はその構成員たる農家に属するというような関係にあると言われております。この伝統的水利団体が存していた水利権は、明治以降の近代化の過程で法体系の整備が行われ法人たる水利組合(現在の土地改良区)が継承している場合が多いがこのような場合にも同時に団体構成員たる個人としての水利権も消滅している訳ではなく、少なくとも引水権、水利用権という意味での水利権はその構成員たる農家の手に残されていると解釈されているとあります。ここは小林委員がおっしゃっている点だと思います。

それで水利使用の申請があった場合、河川管理者としてはそういう考え方の上で、その当該共同体を代表すべき者の意見をもって、関係河川使用者の意見と理解しているという事であります。すなわち、私共が水利権の使用許可に関して既得の水利権者の意見を提出していただくものは、今言った当該共同体を代表すべき者の意見をもって、そういうものが皆さんの同意が得られていると判断して、許可の審査にあたるという事でございます。

竹内部会長

他にございますか、ご意見。あの、黙っていても結論が出ないものですから。  
はい、小林委員さんどうぞ。

小林委員

先程、丸山委員の方から言われました、既存の井戸をやりくりする問題等のお話があったのですが、私にはかねがね言っている通り、やはりダムによって自然流下で取水をして、その自然流下の水は既存の配水にも繋ぐという事ができますし、そういった面では経済的では無いかと思えます。

それと既存の井戸水は、水が汚染されているという事などが議論されているようですが、郷土沢は現在のダムの地点で取水すれば、きれいな水が安心してしかも湯水期等には安全に取水できるというような面で、大きなダムがどうかというのは今の議論の社会情勢ではないのかもしれないけれども、そういった面が一番理想的ではないかというふうに思っている現状であります。

竹内部会長

はい、丸山委員さん。

丸山委員

地下水源に頼るという点で一番問題になっているのは、若干、右肩上がりのところが多いから心配だという点だと思うのです。

基本的にこの郷土沢ダムからの1,000m<sup>3</sup>の取水を含める北部簡易水道の水供給計画の中でも、あくまでも郷土沢ダムからは1,000m<sup>3</sup>であって、残りの計画上の900何m<sup>3</sup>という数字は、井戸水に頼るという事に変わりはないと思うのです。その点についてはさっきから言っていますけれども、いかにこれ以上汚していかないかという事について真剣に考えていかなければ井戸水全部が全滅なので、郷土沢からもう1,000m<sup>3</sup> どうにかならぬかという話になったとしても、恐らく構造上や諸々の事を考えても無理な話だと思いますので、そういう点から考えていくと私はさっき言ったかたちのような中で、もう1本なり2本なり北部の方で水量のあるものは可能であれば充分将来的な予測の中で考えてもいいのではないかと思います。

北部についてはまだ半分は井戸水に頼っていくという現状にある訳ですので、そういう考え方からいけばそういったものを探す方法というものもあっていいのではないかという気がします。  
確かに村長さんも言われますけれども、今の計画のダムをつくれれば今の時点では住民にとっても

一番負担が少なく、いろいろな面で便利な部分というものが確かに出てくると思うのですが、それが果たして将来的に仮に50年なり、100年なりという単位で考えた時に、それがどうなっているかという事については、やはり堆砂の問題もありますし、疑問な点というものがやっぱり私も現地を歩き、この部会で論議してきた中で感じている部分もあります。

だから前回そういったものを出したというのも、いかに負荷というものが少ないようなかたちの中で計画ができれば、水利権等について考えても一番それがベストな方法なのかと思っていたのですが、今日出していただいた資料の中で現時点の制度諸々の事を考えますと、やはりその辺の事が難しいのかという気がします。

あと、地下水源であるとか、さっき言った浄化の施設であるとか、そういったものについてはこういう資料が上がって来るという事については、可能性は充分あると考えてもいいと思いますので、その辺についてもう少し追求してもいいのかという気がします。

田中知事が言う脱ダム宣言のようなものも、ダムというようなかたちのものでなければ可能ではないかというお話もお聞きしております。ある程度そういった新水源についての方向付けについては、制度化していってくれるのではないかなというような期待を県の方にも込めまして、その上で先程言ったような、少なくとも林地区については虻川からの取水に合わせるかたちの中で、議会を進めていくような方向付けで話をしていただければ、北部の方へ1本なり2本なりの井戸を考えれば、何とかまかなっていけるのではないかと同時に当然地下水源を汚していかないという耕作を大きな課題として、研究と実践をしていかなければならないのかという気がしています。

竹内部会長

吉川村長さん、丸山委員の言っている案に対していかがですか。

吉川（達）委員

本当は今の時代でありますので、水質が何とかよくなればという。私も当初から申しているのですが、今の地下水方式は非常に後の管理というものは浄水場が無くてもいいし、今のこういう設備の時代でありますので、本当にテレメータあたりでドンドン情報が入ってくる中で管理が楽であります。進めたいのですが一番心配するのは、先程から言っている水質がどうなるかという事であります。それからもう一つはこの豊丘村の地形から言って今の郷土沢から取水をした場合には、自然流下で北部簡易水道の配水池が全てはいるという。ポンプアップが必要ないという事でありますので、そういう点からも非常に場所的にいいという感じを持つ訳でございます、あとの電気料等の関係も非常に軽減されるというそういう感じを持つ訳でございます。

私は丸山委員の言った事については同じ気持ちでありますけれども、田中知事さんの顔がずっと浮かんだのです。県民益・村民益というようなかたちで考えて、そういう人間の生きるという尊厳からみた場合には、こういう飲料水が心配だと議論する事については多分賛同をいただけるのではないかと思います。

また今の国全体の公共工事抑制と言いますか、脱ダムの理念から申した場合に、郷土沢ダムと言うのではなくて、郷土沢何とかと言って、国土交通省からの補助事業が無いものかどうかとい

う事になれば、田中知事さんも長野県ではダムは全部中止にしたのだという事で、本へ書く事もできるのではないかという事もちょっと公式の場でおもわしくないのですが、そんな感じをちょっと持ちましたので発言させていただきました。

竹内部会長

はい。他にございますか。

はい、川中島委員さんそれでは先に。

川中島委員

水質汚染の問題ですけれど、これは当然論点の整理あり皆さんで確認しているように、原因の究明なり村民の協力体制で当然きれいにしていかなければならない事だとは思いますが、現在この時点で水質汚染の原因がまだわかっていないので、村民がどういう協力をしたらどの程度きれいになるのかという事がまだ不透明だと思います。これはこれからの本当の研究課題であって現時点でこの事を論議する事であって、まだこの時点でダムの問題云々といった時に、何かポイントにはならないような私は気がするのですけれど。

竹内部会長

はい、川野委員さん。

川野委員

前回、丸山委員さんの方からこの利水ダムの案が出た時に、私も田中知事はダムという言葉がつかなければ何とかつくってくれるのではないかと、それだったら郷土沢堰堤という名前にしても何にしても、とにかくあのきれいな流れっぱなしで捨てている郷土沢の水を、何とか豊丘村の一つの大切な飲料水として残していきたいという意見を私は確か言いました。

それに対して皆さんも郷土沢の水は利用すべきだというご意見もあったと思います。

そして今日の会合になった訳ですが、虻川からの取水云々になっておりますので、私は方法論にどういうものがあるのかは本当に素人なのでわかりませんが、どうにかたちにしても郷土沢の水をそんなに簡単に否定するのではなくて、堰堤でも何でもコンクリートを張って少しでも溜めるような事をしたら許可が下りないとしたら、直接郷土沢川の下の方に浄化装置か何か設置してその水を使う。

先程もお昼の時に吉川（明）委員とずっと話をしていたのですが、間沢に視察に行った時に規模は小さなものですが非常に間沢の支流の水を有効に飲料水に使っている方法がありました。結構、工法としては単純明快な流れる川の水そのままに、その下へちょっと簡単な堰みたいなのがあって浄化装置があってそれで充分飲料水として使っていたのを今思い出しました。

それで虻川からの水というものに論議が集中している中で、やはり私は郷土沢のきれいな水は豊丘のこれからの宝物として、巧く言えないのですけれど何とか活かしていける方法をもう一度考えていただきたい。

田中知事はもうダムを造ってくれないのだったらダムという名前に囚われずに、何とかあのきれいな水を利用して、村民に安心しておいしい安全な水を供給できる事を何とか考えていきたいと村長さんの意見とちょっと同感するところがあります。この郷土沢のきれいな水を何とか利用したいという思いは今も捨てておりません。

その方法については素人の私達ではそれをどう活かしていくかという事は、堰堤にしてもそういうものを築いて水を溜める事については、多分許可にならないという感じがしますので、流れている水を何とか利用できる方法というのは全くないものかどうかというのが知りたいのです。

竹内部会長

これは率直に幹事の皆さんにお聞きしたいのですけれども、今日私から「利水ダムは前回出ました堀越大井の水利に対して約束している流量を維持しなければならない。その結果として貯留しないと難しい。」という事で、利水ダムという話が出てきて、その堆砂について今日の話でいろいろな想定したものをやっていただき、それで費用の関係で今度は村の負担が増えてしまうという事で、利水ダムについては難しいのではないかという話になっておる訳ですけど、今堀越大井の水利の関係・用水の関係を含めて、例えば今言った郷土沢の水が利用できるような構造的なものは考えられるのですか。

私が考えた中では、前回、吉川(明)委員が提案された事も私は聞いてはいるのですけれども、大事な問題だと思うのです。条件と構造的な問題だと思うのです。

下田飯田建設事務所長

基本的には水利権の問題になっているものですから、新たな水を取るという行為に対しては、河川管理者が許可する場合には水利権がどうしても必要になります。

ただこういう事を言っているのかどうか、水利権者が良いよという合意が得られるとすれば、例えば2,000m<sup>3</sup>なりの池をつくって、そこへ夜だけ取水して流すと、そういう夜だけ取るという水利権を他の水利権者が新たな水利権者に与えてくれるとすれば、そういう方法を探ればあるかなと。そういう例が今までないので、そういう方法がいいのかどうか法的にも検討の余地が出てきますが、ただ水というのは24時間流れていますから使っていない時間が必ずあるはずではあります。

竹内部会長

はい、松岡委員さん。

松岡委員

今非常に面白い提案をされたなと思っているのですが、そういう意味では郷土沢の産業廃棄物が埋まっているところの水が出てくるところより上で河道の中に井戸を掘るなんていう事は、論外だという事になる可能性はあるのですが。例えば井戸の深さとか井戸と言うかわかりませんが、今の話と合体させるとすれば河道とは言っても河道じゃない部分があって、例えば長野

市だったら、犀川の堤防のすぐ内側で600mもあるような堆積物のところに掘ってある井戸ですから当然犀川の浸透してくる水を汲み上げているのかなという感じはあるのです。

それと同じような発想でまったく河道の中ではないのですが、かなり河道に隣接していて危ない排水が入ってこないところで、夜間だけの取水施設みたいなもの、簡単に言いますと井戸みたいなものがある、そこからうちの村の隣村にファームポンドというものが、小高い山の上にあります、それが今おっしゃった1,000m<sup>3</sup>、2,000m<sup>3</sup>というレベルのファームポンドだと今思い出しました。

最悪そんな事も可能性があるのであれば、河道の中ではないけれど田んぼだか畑だかみたいなところで川の浸透した良い水が汲み上げられて、それも夜だけだという事で、水がない時には下の方の水質は悪く亜硝酸性窒素の濃度は高いけれども扇状地に水がない訳ではないその水をあげて農家の方に水利権として認めてもらうというような方向も相談の中でない事もない。

あまりこんな方ばかりにいてしまうと、今までの論議は何だったんだと言われてしまいますけれど、そんな事もちらっと頭の中で考えました。

竹内部会長

はい、田島委員さん。

田島委員

夜の間だけ取水して水を溜めるという。生活用水なら夜になれば使う事も少なくなるという事もあると思うのですが、かんがい用水においては若干自然に蒸発する量は少なくなりますから夜の必要量というものは少なくなると思いますが、そんな調整はなかなか大変ですし、やはり夜だけ取水するなんて事は現実の問題として不可能ではないかと。

しかも堀越大井の関係の水田は繰り返しの事になりますけれども、地形がああいう地形ですのほとんど棚田式で漏水等も平地とは比較にならない程あると思いますし、そんな事からいって夜完全に水を止めれば恐らく干上がってしまうと言うような状態の水田がかなりあると思います。そういう事からしても夜だけの取水というような事は無理な話で、理解も得られないだろうというふうに私は思うのです。

竹内部会長

はい、どうぞ吉川（達）委員さん。

吉川（達）委員

先程部会長さんが私を指名していただいたのは、地下水対策について村は何を考えているのだという事を言われたのではないかと今ハツとした訳でございます。

それについてこの議論が出てから農協の部長さん、それから先般の11回のこの29日にうちの担当課長の方にも是非すぐに組織を作って研究してもらうようにというような事を申すのですが、なかなか経済団体からすると非常にこの問題は原因がどこにあるかわからないという事と、

もしそれが今考えられている科学肥料だという事になりますと、やはり経済団体さんあたりごあたりはあまり窒素肥料、科学肥料もやり方によっては良いものがないという事で、以前に比べて非常に量が少なくなっているという事はお聞きをしております。

また根菜類とアスパラガスが非常に今高齢化となったこの農業形態の中で、豊丘村内でも非常にブームになっております。アスパラガスというところある程度自分の収入が主体になりますので、いつそれがどこにいくか原因のわからない地下水の心配をする以上に自分の収入を即考えてしまいますので、そこらの施肥、環境への配慮というものがどの程度徹底できるのかなという事を非常に心配しているところではございます。

とにかく将来の渡る大事な公的な地下水でありますので、これについては十分に本当早急にそういう研究会を立ち上げて、やっていかなければならないと思っておりますが、口で言うだけでいまだにまだできていないというのが実体でございます、申し訳ないと思っております。

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

先程から話になっているところの一つが、郷土沢の水がきれいなので飲みたいという気持ちはみんなあると思います。それから虻川云々という話と地下水云々という話と郷土沢と、今考えられるのはこの3つだと思うのですが、私はこの部会をやってきている話をする中で、世の中の諸々のそういったものに対する特殊ダムとかありますよね、そういうものを見たりとか記事で読んだりとかそういう事を重ねる中で思うのは、少なくとも北部簡易水道というものの計画が、先程も言いましたけれど将来にわたってその半分はまだ地下水源に頼っていくという事を考えれば、この地下水の問題を何とかしていくという事は先の問題ではなくて今の問題だと思います。その事は本当に先程村長さんもそういったチームを立ち上げてというお話だったのですけれど、そここのところをもっと積極的にやっていただきたいと思ひますし、そこでいいのは先程私が言いました案というのは、少なくともそれを進める中において、急場しのぎと言われてしまっても仕方がないのですが、計画のある虻川とのバランスを取る中で北部の方のとりあえず水源として確保しなければならない水の量というものを、計画よりも減らす事ができるという可能性があるとすれば、その点は地下水源に頼っていく方向も一つあるのではないかと。

その上で結論を出しても私は郷土沢部会の今までのいきさつは、県民の皆さんもみんなご存じなので地下水に対してこういう可能性でやっていきましたと、でもなかなか改善の方法が出てきませんと、やはり表流水からの取水という事をどうしても前提に進めていかなければならないという話になれば、これは理解していただける方向付けになると思ひます。

村長さんとすれば村の住民の命を預かるトップの方として、そんな可能性のはっきりしないところに進む事はできないと言われればそれまでかもしれませんが、する気でやれば改善できるかできないかという事は抜きにしても、それについての調査等についてはそんなに年数をかけなくてもできる事ではないかという気がします。

そういったものについて是非県としても応援をしていただきたいと思いますし、その上で住民が10年先にまたどういう判断を下すかという方法になっても私は良いのではないかと気がしません。

竹内部会長

村長さんにお聞きしたいのですけれども、先程丸山委員にいていた地下水の話は、新たにですから北部で汚染とか関係なく、水源として新たに求める事についての可能性は、やった場合に必ず出るとか、出ないというところはどうか北部全体の中で。

丸山委員のいっているのはその中に裏付けがないと・・・。

吉川（達）委員

ここ数年個人の飲料水或いは使っている水への水質調査は本人の希望であります但有料でやらせていただいておりますが、ここは完全に良いというのはこの南部の水源の小園地区であります、その周辺だけでありまして、この林地区についてはもちろんほとんどがダメ。良いなと思うと河川水が入っているので薄められて良いのだという解釈しかできないという理解を私はしております。

しかし北部簡易水道の北の方の家庭においては、良い方と悪い方がおりまして係の方とも付け合わせて、どこなら完全かという事をよく話し合うのですけれども、何ともわからないという状態でございます。しかし天竜沿岸地帯においては水量的には多分掘ればだいたいあるのではないかと理解しています。

竹内部会長

はい、では吉川（明）委員さんどうぞ。

吉川（明）委員

この部会の中では、100年先のことを考えてという形で話を進めてきた経緯もありますけれども、現実に飲み水の話、又は、井水の話とということになりますと、明日、明後日の話になってきたと、しみじみ今、考えている中で、丸山委員のおっしゃった利水ということを考えれば、それほど多くの先を考えることは難しい状況があると、これは水質という部分が特にそういう意味ではあるということを含めて、果たしてここで50年先を準備したものが、10年後にいい結果を生むかということ、どうもそうはいかないような、逆に50年先のためにやったことが10年後に、それを邪魔してしまったりというような、具体的に言わなきゃいけないんですけど、そのようなことも少し感じ始めております。

そう感じてる中での、私の提案でもあるという風に思うんですけども、北部での新しいとこの掘削というのも、水利権というとお金さえ掛ければ水利権を気にしないでやれるというような、たいへん事業としては楽なのかもしれませんけれども、現在ある井戸水、特に南部にある良好な井戸水をですね、活用していくという方向も、もう1つ提案していきたいと思います。それは、最

近、井戸についていくつかの資料を見る中で、井戸を掘った直後にいろんな試験をしていることを知りました。例えば、一定の水量をくみ上げ続けた場合にその井戸水の水位がどれくらい下がっていくかという試験とか、または、特に多きなポンプをつないでどれだけこの井戸から水が湧き出すかという試験をやっております。段階用水試験というような言葉を使っておりますけれども。

こういうものを見ますと、その井戸の掘った当時の能力が書いてある紙を見たわけなんですけれども、例えば、判野水源については作った当時、昭和47年の時のデータですので、もうそろそろ30年くらいになりますか、用水量として、1分あたり1,200リットルという数字があるのです。

すごい水が湧く井戸だという印象を受けました。それは他の井戸の比較から見て大変能力の高い水がいっぱい湧き出でかつ急速に水を汲み上げて湧き出てくるようなそういう印象を与える井戸だと私は思います。そういう意味で南部には良質で水量豊かな水がありますので、井戸を掘るといふ新たな事の前に先程の提案の続きになりますけれども、現在ある地域の水源の広域的な活用。まさに総合利用計画的なものを私はこれから考えていくべきだと思います。

それはまさに今進めております豊丘村の第4次総合振興計画の中でも、原案として盛り込まれてきています。地下水の水質を維持していくという事もきちんと盛り込まれている訳ですので、来年からスタートする豊丘村としてもその方向見直そうという村民の意見の集合がそろそろできつつあるのです。その中でも水質、郷土を守っていくという事が謳われていますので、現在ある井戸水も最大とは言いませんが、どれ位まで出るかという意味で。そういう意味でいうと逆にすでに力をいっぱい出してしまったとおっしゃるかもしれませんが、もしできるものならそういうものを今後の中で通常つまびらかに出していただく中で、総合的な水利用の検討を進める心を是非検討委員会的なもの、住民参加的なものをつくっていく一つの方向を出していく事が大切だと思います。

私もそろそろ終盤の想いとしては先程も丸山さんのおっしゃった部分とほぼ同じですけど、蛇川からの取水。プラスする部分では南部の簡易水道の水源を北部へ連絡して繋いでいくと、そして地下水の水質の浄化、土質の改善のための地域をあげた施策の検討というような部分です。

そういうものをつくるべきだと思います。

郷土沢の水については先程もちろっと出て、前回私が申しましたような大井水の下部で水を取り入れる方法は、水が取れない月があったとしても、同意書によりますとある一定の月はきちんと書かれていますので、それ以外の時期はあそこのトンネルの下流部は水が流れている時期もあるはずなので、その水を有効利用するという意味で下に池をつくる。私は池をつくるだけでいいかと思うのですけれど、洪水に強いかたちの池をつくって水を取水して、そうなれば浄化槽がいる事になるかと思えますけれども、そういうかたちのものをやっていく方向を研究したらどうかというのが現時点での私のほぼ止まってしまった考えです。これ以上先に進める事は私の中では無理が出てきました。

そういう事でもう今日は時間がないと考える時間になりました。公聴会の方向へ向けて文面づくりも頭に置いた話をそろそろしたほうがいいのではないかと思います。以上です。

竹内部会長

はい、田島委員さんどうぞ。

田島委員

今提案された話の内容は郷土沢川から出ていった芦部川との合流点付近だと思うのですが、現在計画されている地点でも村の一般廃棄物処理場の浸透水というものが問題になるのではないかという疑問が出ている訳ですが、今いわれている地点なんかになりますと堀立下流の谷の出口。私はここが出口だと確認をしていませんけれども、現在の計画地点から芦部川との合流点までの間にはその出口がある訳です。やはり廃棄物の浸透水という事がもっと大きな問題になって来ると思うので、やはりこの地点でというような事は恐らく問題があるのではないかと、今吉川(明)さんが提案された事についてはそう思います。

竹内部会長

はい、吉川(明)委員どうぞ。

吉川(明)委員

はい、おっしゃる通りです。水質は確認した上でのもので、この論議は以前にもあったかと思うので浸出水の水質調査は現在でもされた経緯もありますし、今後も飲み水を常に確認されるべきだと思いますので、1回やった、3年前にやったからいいやというものではないと思いますので、常にその水は確認されるものだと考えた前提での提案であります。

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

私は今のお話ではちょっと無理があるのかと思います。堀越大井の皆さんに関しては、水利権に対しては問題をクリアできるかと思いますが、そこから下で水を取るという事は、最下流におられる方についてはそれだけは間違いなく水が減って流れていくという事ですので、今度は水が滞るという可能性が出てくるという事で、そこから下の皆さんからの同意は得られないというかたちにきつとなると思います。

一つ思ったのは今松岡先生が言われた、きれいな水の下を掘ったらそこそこの安定した水が取れ、そこから引いてくれば誰にも文句いわれずに一番良いのかなという気がします。

1,000m<sup>3</sup>という数字が仮に無理でも、先程から言われているような虻川関係からの林、里地区等への取り入れが可能という事になれば、当然1,000m<sup>3</sup>という数字は少し小さなものにしてくれるという事と、それと合わせて北部の方にもやはり井戸の可能性を探るという意味で、もう一本位は取っていてもいいのではないのかという気がします。

またそういうものと合わせていく方向があるとすれば、仮に郷土沢のダムサイト付近のところに井戸のようなものを掘っても、果たしてどの程度の水量が確保できるかは不透明なものなので、今からそれをのせていくという事はなかなか難しい部分だとは思いますが、可能性としては量的にある程度のものが確保できるという事であれば、今回のせられないとしても今後の課題として考えていてもいい方法かという気がしました。

竹内部会長

はい、松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

それに付け加えるようなかたちで、取るだけだとやはり下の方の人も堀越大井の人も心配な訳です。だから下の方にも水質は悪いけれども水量だけは充分にあるので、そうした井戸からある程度の高さのところへファームポンドをつくって、きれいな水でも何でも汲み上げられてしまっただけでは心配だという人達のために、下の方には水質が悪くても大量の水がある訳ですので、そいつをファームポンドの方にあげておくと。質量保存則ではないですけど、こちらのきれいな水を飲み水にすると、下の方に大量にあるけれども飲み水に適さない水はファームポンドへあげて温かくしておいて、田んぼや、畑に使ってもらおうと。両方ともいけないとダメだという提案だった訳です。下の井戸を使うには脱窒の設備を作らなければならない。それには年間何百万日のメンテナンス料が必要だ。それに南部の方の水質も少しずつ右肩上がりになってきているという事を考えると、まだ地盤を改良するという事は2年3年とかそんなレベルでできる話ではないし、金もものすごく掛かるでしょうと。そうするととりあえずはそういう事で水の量的なクリアはそういうファームポンドと汲み上げたきれいで皆さんが飲みたがっている郷土沢の水を飲める池というような事でいく道も、もしいろんなものがダメになったら考えてもいいかなとそういう感じが先ほどしたという事です。

竹内部会長

一つの結論が出れば方向を本当は出したいのですが、いろんな話が出てきているのですが、先程吉川（明）委員からも公聴会の話もぼちぼちという事でありました。

いずれにしても公聴会に諮る、まあ次回という事で予定はしているのですが、位置付けの仕方もあるので、今の段階では松岡委員さんが言われた事は別にして二つ程案があると、一つはダムをつくってともう一つは今日新しく出てきた、井戸等で水源を新たに求めて浄化をするというやり方。それは虻川からの1,000m<sup>3</sup>を含めた話ですけど、その二案があります。

問題は公聴会に持ち方として、一本に絞った案をかけて論議するのか。今まではそういう事で進めてきている訳ですけど、或いは二つの案でご意見をいただくのか、こういう事で今の段階ではそういう事も論議しなければならない段階にきています。その事についてもうじき3時になりますので、3時10分前位に再開するという事で、そのへんを考えていただいて終わったあとその事を論議していただいて次回の事を決めて残った論議をしていきたいと思っておりますのでよろし

くお願いしたいと思います。よろしいですか。では10分まで休憩致します。

< 休 憩 > ( 1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 1 0 )

竹内部会長

はい、それでは再開します。

公聴会のもち方につきまして、今までの一定の方向を出してという事で進めてきた訳ですが、今日の論議の経過で絞られてはきている訳ですけど、多目的ダムによる利水対策と同時に先程の話のように虻川から1,000m<sup>3</sup>を取り、そして新たな水源を北部においておこない浄化をするという案になっております。

いずれにしても現時点で私の判断では今日の時点で一つの方向にまとめる事は難しいだろうと。したがって公聴会のもち方として、一つ考えられるのは先程申し上げましたようにこれまでの経過を報告し、現状のこの部会における論点はこうなっておりますという事でお諮りする方法。それともう一つは公聴会の延期をして、もう一度話を詰めて一つの案に絞ってやる方法。この二つが考えられると思うのですが、皆さん方から先ずそのへんについてご意見をいただきたいと思います。どうぞ。

はい、吉川(明)委員。

吉川(明)委員

私の意見としては、今日までの論議で一定の整理された論点を箇条書き的に表記して、そして今部会長がおっしゃった最終的にまだ煮詰まっていない案があるという文章といたしますか表したものを、公聴会を開くための募集の文章として出して、それについて総論としての口実をいただいたり、それぞれ項目についての口実をいただいたりというのはそれぞれ公聴人の皆様方の自由意志として。

そういう意味では一つの案が固まってはいませんが、今までの論議と論点についての意見を聞くというかたちで、まさに私共部会員が公聴人の方々のご意見を聞くという捉え方の公聴会でいいのではないかと私は思います。

そしてそれを受けた上で多くの人達にお聞きした上でご意見を反映する、又はしない事もあるかと思いますが、そういうかたちの公聴会を開いてまとめにかかっているのではないかとこのように私は考えています。以上です。

竹内部会長

他にいかがですか。はい、小林委員。

小林委員

ちょっとお伺いするのですが、他の部会はどうなのですか。結局まだ結論がこの特別委員会と  
いうかこの地元の結論が出ないうちに公聴会を開いて、他もそういうような格好でやったのか、  
それとも一度案が固まった時点で公聴会を開いたのか、他の部会はいかがなものなのでしょうか。

竹内部会長

浅川・砥川を含めた進行過程のところや全体の様子だけ。

青木治水・利水検討室長補佐

浅川・砥川につきましてはこの前若干触れたかと思いますが、浅川は今日資料としてお配りし  
てありますようなかたちのものを公聴会にかけていったと、ちょっとお手元の資料を見ていただ  
けますか。

部会の議論の中でダムと河川改修の組み合わせの案が一案。第二案が河川改修の案。それをこ  
ういうような整理の仕方、その時点における部会での議論の到達点を整理して、利水についても  
ダムからの取水と、ダムによらない取水の場合にはこういうところまで議論しましたといった材  
料を提供して、部会で意見を聞いたという事であります。

砥川の方は三回やったのですが、最初の二回は治水と利水のそれぞれについて案といったもの  
を示さずに、いったんは流域住民の皆さん方の自由な意見をお聞きするというやり方で、第三回  
目の時には基本高水は違うのですが、ダム＋河川改修と河川改修単独というのをこういう工法に  
なりますとって図面化したものを材料提供して公聴会をやったのです。ただしその材料提供を  
した図面というのは公聴会の当日の朝間に合ったといったようなかたちで、十分にそれが周知さ  
れたかたちでその案に対して意見を聞けたかという必ずしもそこまではできなかったといった  
のが実体です。

それと今、同時並行で走っております三部会ではありますが、上川部会におきましてはおととい  
の上川部会で植木部会長からこれまでの部会における議論を反映した部会長案を部会の方に示し  
まして、それによって。あそこは神橋という橋の上流下流で治水に対する考え方等整理して部会  
会長案というものが示されてそれを部会の皆さんが了解をされてダムによらない方法での一本化し  
た部会の案というものをつくって、それを公聴会にかけていこうというような、公聴会はまだこ  
れからですがそういうような絞り方がされています。

それから黒沢川につきましては部会としては、いったんダムによらない案がある程度の形にな  
ってきたのですが、河川の維持流量をゼロにするとか、水利権を放棄するといいますが農業水  
利権を中信平の水利からポンプアップして、ここで言っているように南小倉のためにポンプであ  
げてその代わり上で今、農業水利が取っている水利を水道用水に回すという方向で、いったん部  
会の案としては固まりつつあったのです。それにはいろいろとクリアしなければならない課題、  
水利権者の同意であるとかが必要なので、それについては利水ワーキンググループも絡んでもう  
少し検討しようという事になっています。まだ公聴会がどのようなかたちになるか煮詰まってお  
りません。

そのような部会の状況であります。

竹内部会長

はい、よろしいですか。

はい、小林委員さんどうぞ。

小林委員

3回やられたという公聴会は全く同じ人がきて3回意見を述べた訳でありますか。

青木治水・利水検討室長補佐

基本的には事前に公述の申し立て等はありませんので、当日手を挙げていただく中で部会長が指名するかたちでした。どれだけ公述がダブっていたか精査しないとわかりませんが、一部は多分ダブっていたであろうと思いますけど。

最初の2回というのはあくまでもいってみれば、部会をやる前に流域住民の皆さんの大変賛成反対の多いところでしたので、一回どんな意見が住民の中にあるかというのを、部会の皆さん方もご認識いただくような中でまず入ろうという事で、始まってまもなく公聴会を2回やったのです。実質的に案を示して部会の議論をふまえた上での公聴会というのは、3回目のものが代表的な公聴会と言えるものであったというふうに思います。

小林委員

よろしいですか。

竹内部会長

はい、どうぞ。

小林委員

この部会は一応400字詰め原稿用紙で意見を出してというようになっているのですけれど、今お聞きしますと不特定多数の人が集まって適当に意見がある人は自分の意見を述べたと、そういう前もって400字詰め原稿用紙でどうのこうのと意見を出したのではなくて、集まってただひたすら意見を述べたという訳ですか。

青木治水・利水検討室長補佐

砥川の場合はそうです。

小林委員

砥川の場合は。

青木治水・利水検討室長補佐

浅川の場合は、要約した要旨を提出していただいて、それで発表する順番を決めまして発表していただいたというようなやり方です。

小林委員

わかりました。ありがとうございました。

竹内部会長

他にいかがですか。 丸山委員さんどうぞ。

丸山委員

基本的に今までの話の流れの中で、当然計画の規模でのダムをという意見も中にはある訳で、その他に今日論議してきたようないろんな方法論が出てきている訳ですので、私はそれを絞らなくてももう少し中を整理した中で、それが3つになるうが4つになるうが出すべきだと思います。それでそれを出した上でそれに対してこのへんについてはこういう事があるから難しいのではないかという意見を取り入れていくかたちの方が、公聴会として好ましいのではないかという気がします。

その中で計画通りのダムを造ってもらいたいという意見に対しては、それをやれば一番住民負担も少なく済むし良いだろうというものではなくて、他の案に対してこれはこの点から難しいところがあるのではないかという意見を是非出していただきたいという方向で、意見を募っていただけたらこちらとしても結論づけていく上での大きな材料になると思いますので、ただ単純にダムをつくってくれという意見だけはやめてもらいたいという気がします。

竹内部会長

はい、他に。はい、川野委員さん

川野委員

公聴会が近々開かれるので、是非ご意見がある方は来て自分の意見を言って欲しいと行き会う人やことある毎にダムに関心があるか方にいうと、「そうかな、それは幾日かな」というので「幾日だ」という。その前にレポートみたいな簡単なものをちょっと書いてというのと「それじゃあダメだダメだ。それはへえそれを書けちゃう事なら、それそんなものを書けと書いていく人おるのか」というご意見があって、私が一つ心配しているのは、例えば「俺はこう思っている。テレビを見ていてもう歯がゆい」と「あいつらは何を毎回毎回同じような事をちんたらちんたら討議しているのだから」という声は実際あります。

私達がいくら真剣だといってもテレビを見ている人達はちっとも進んでいるのか進んでないのかわからないから、そういうものに対して「これこれこうで、ダムというのはこういうものとか」とすごくいい意見を言うおじさんとかお婆さんがいるのです。それを公聴会にお願いしますというのと、「行って言えばいいの」と言うので「うん、来て言ってくれればいいのだけど、その前にち

よっとこれに書いて提出してもらって審査して合格した方が発表できるみたいだ」と言うと、声をかけた人がもし10人いても10人とも来ないと言っていましたので、私が心配しているのは良い意見があっても、果たしてどの位集まって意見を言ってくれるかというのが心配なのです。

方法というものは、気軽におじさんやおばさんや若いお嫁さん達が来て、ダムについて自分の考えを述べられるような、そんな雰囲気もちょっと大事かなと思います。

竹内部会長

他にいかがですか。 はい、どうぞ川中島委員さん。

川中島委員

前回この話をした時に、公聴会の意見をこの部会でどう取り上げるかというような議論をしたような記憶があるのですが、その結論がどういうふうだったか記憶がないのですが、その取り上げ方によっても先程の部会長さんの提案で、計画通りにやるか延ばすかというような事の時期的な問題もあるかと思う訳ですけれど、今の部会の様子では一本にまとまるという事はなかなかないかなというような気がしますので、公聴会はこの際計画通りにやったらいかがかなという気がします。

竹内部会長

はい、他にいかがですか。

一つとして計画通りというのがどうも皆さん方のご意見だと思います。計画通りという事は中身を一つにまとめない現況のままを、経過を含めてこういう案が出ましたという事で、皆さん方のご意見、ご提言をいただくというような場にしていってどうかという事ですね。それはそういう事で確認させていただいて中身はあとで話し合いたいと思います。

もう一つはこの前、公述人の募集の方法を決めた訳ですけれど、それだとちょっと来ないのじゃないかという話が村の中の話題ではあるようですから、その辺をちょっと変更する事もやぶさかではないものですから、何人来られるかという事によっても全員の皆さんの例えばそういう事をやめてみんな手を挙げてやってくださいという場合に全部保証できるかわかりませんが、そういうふうにするのかどうか、その点についていかがでしょうか。

ご意見をいただきたいと思います。

はい、丸山委員さん。

丸山委員

部会長に出していただいた案の中では、25人程度というお話だったのですけれど今の川野さんのお言葉をお借りすれば、それだけの人が出てこないという事であれば充分そこに来ておられる方の中から意見を取り上げていくという時間は充分に取れるという事ですので、もしそれだけ以上の人に来て本当に選考するような場面になったら、川野さんの意見の裏返しとして考えられることは、そこまでしても本当に言いたいという人が出してくれたという捉え方でいいと

思います。

基本的にはその流れの中でやっていっていいのではないかという気が私はします。

竹内部会長

はい、吉川（明）委員。

吉川（明）委員

ほぼ同じ意見なのですけれど、先ずはご意見がある方は文章でお出しただけの方はお出し下さいと、その方を先ず優先的に公述を致しますと、そのあと時間が何時までと決まりの中で余っていたら、その場にいる皆さんの発言を進行の方に委ねて発言をしてもらおうとそういう折衷案はいかがでしょうか。

竹内部会長

はい、他に。

はい、川中島委員さん。

川中島委員

私も文章云々はいかなものかと思うのですが、只どなたでもという事になって無制限になると、時間内という事もありますので、一人の発言の時間だけは決めておいた方がいいのではないかと思います。

竹内部会長

他にいかがですか。

ここは意見が割れているところですが、はい、川野委員さん。

川野委員

その吉川（明）委員の折衷案でいいと思いますが。

竹内部会長

それでは折衷案という事で、時間はこの前一人5分という事で確認されていますので、5分でもよろしいですか。

それではそんな方法でやらせていただくという事で。

次に諮る中身ですが、一応前回文章で今日までにお配りするという事で今までの経過を簡条書きにしたものを送らせていただきました。論点の検証案というのです。

それでは配ります。済みません。

前にお配りしたものに違う部分があって訂正したという事ですが、論点の検証案という事で資料4として郷土沢部会では論点の検証は以下の通りですという事で第11回までの分について、

先ず1枚目がこれまで分けてきてそれぞれ検証した中身の確認されている事項について、上水道計画について、それから5の基本高水について、それから行政に関する問題9番についてそれぞれ箇条書きで表したものと、2枚目以降は細かな中身で2ページの一番下を見てもらうと丸が現状。要するに今まで検証してきた前にも差し上げている資料そのままになっている訳ですけど、それに対して検討課題。そして二重丸が結論・集約という事で今までの確認されている事項をあとは細かくここにのっているという事で、今日の中でこういう事とここに出ていないもので今日論議した中身についてある程度載せていくという事と、あとどの程度のものを出せばいいのかという事について参考にご意見をいただければと思います。

それと当然あと考えられると私が思っている事は、ダム計画そのものを知らない人達もいるのではないかと思います。どういう計画なのか。

簡単なダムの計画そのものの資料みたいなものを当日配るか前にするのかわかりませんが、それと何か概要がわかるものがないと結局わからない部分もあると思うのです。あと他に必要な資料といいますか全部という訳にはいきませんが、膨大でとてもじゃないですけど、ちょっと簡単なものを説明しなければいけない部分もあるのではないかと自分では考えたりするのですが、率直に皆さんからご意見をいただきたいと思います。

どの程度のどう報告をして意見を求めていくかと。

皆さんが思っていたイメージを言ってもらえばいいと思いますけれど、一応浅川はさっきの参考にしてもらって、はいどうぞ丸山委員。

丸山委員

この論点の検証案の中を全部読んだのですが、やはり水利的なものも大切だと思うのですが、初めて聞いてわからない言葉がいっぱいあると思うのです。それで今度の公聴会の場合というのは、一番大きく論点として取り上げられているのは利水の部分だと思いますので、水源をどういったかたちでこれから考えていくのだということを中心絞っていくようなかたちで、他のところを全部切り捨てるという話ではないのですが、そういった話の中でその利水部分と治水対策の部分について細かく扱うというか中心として扱っていくようなかたちの中で、他のものは今の部会長さんが言われたようなダムの計画案等含めて取付きやすい説明程度で私はいいいのではないかという気がします。

竹内部会長

他にいかがですか。

あとこれは大事ですね、豊丘村さんが出してくれたこれは、当日あった方がいいのではないですか。

他にいかがですか。

はい、どうぞ。

吉川(達)委員

今日お配りいただいた結論・集約に二重丸がしてあるものをいただいているのですが、例えば支援を要請する方法もあり得るといような部分について、今結論が出ているものについては项目的にこの現状と検討課題の右端にでもマル・バツ・サンカクとか何かそういう表示をしていたければよりわかりやすい気がするのですが。

竹内部会長

そうするともう少し詳しく言っていただけると、一応1ページ目のところで、丸のところは上水道計画については県の新たな水源開発の助成制度による支援の要請をする方法もあり得るとい事も入れてはあります。

吉川（達）委員

ある意味は県ではそれに対してNoかYesでははっきりしているものも多分あると思うので、養成があっても制度的にそれはもう無理だと。そういうような区分がされるとなお分かり易いと思うのですけれど。

竹内部会長

ああ、なるほど。

マル・バツ・サンカクですか・・・出せるかな。

出せるものと出せないものがきつと出てくると思うのですが、はい。もし可能であればそういうふうを検討するという事で他にいかがですか。

それでは先程丸山委員から発言がありましたように、今日出た案だけではなくてこういう案も出たといような事も入れたらどうかという先程のお話です。それについてはいかがですか。今日の時点では二つ位が主力なものでして、あと当面可能であろうという部分で二つあげている訳ですけれど。

いかがでしょうか。はい。

吉川（達）委員

財政支援問題も含めて論議されているのがはっきりしていない部分があるかと思うので、丸山委員の言われたように、もし幹事さんの皆さん或いは部会長さんの第3案があるとすれば載せていただいてもそれもおかげだと思います。

竹内部会長

はい。他にありますか。じゃあイメージとしてはどうですか。文章のイメージとして。

はい。

吉川（明）委員

こういう言い方をすると大変失礼な言い方になるかと思うので終わってからお許しをいただき

たいと思うのですけれど、公聴会で公述をされる方はどういう方かと私は勝手に想像しているのですが、全く無関心だった方が突然公聴会を開きますよという文章なり通知なりを見て何か意見を述べられるというケースがあるかと思えます。

しかしそれよりは今までの部会の様子に関心を持っていただいていた方が、豊丘村の場合は有線テレビという大変強いメディアがあるものですから、そういうところからご意見を持たれた方で且つそれを表現しようとする方が、お出かけいただけるのではないのかと私は思って公聴会に参加しようというふうに思っています。

ここから失礼な事を申し上げますが、まるっきり導入のところで私共がいただいたような資料をお示しする必要があるかどうかという事になりますと、大変難しいのですが私はしなくて、論点としていくつか残ってきた部分が主に文書に載っていた方がいいと思います。

そしてこの1ページ目にありますようなちょうど1枚分位にまとまったようなかたちでもう少し部分を整理して、未決の事項の6番7番あたりには、文がありませんので結論とまでは言いませんが大方の意見があったという物を入れて、1ページ的なものを箇条書きに出した中でもう一つとしてはここまでは一応の部会での論議があって一定の方向が出てきた。ついては残りとして先程のお話があった様な、論点が具体的にこれから結論を出していく中で方向が決まってきたと、そう言う概論的なものをつけた二つの構成で文章を作ったらどうかなーという風に今これを見て思いました。箇条書きと最終と言いませんが、公聴会前の段階での状況を箇条書きを含めて幾つかの案が論議されてきていることについては、これについてご意見をという様なものをイメージしているんですけど。以上です。

竹内部会長

他にございますか？

川野委員

やっぱり、こう私達みたいに今まで素人なりに勉強してきてある程度言葉とか専門用語とかそんなに抵抗無くこの悪い頭でも何とかここまでついてこられた私達の感覚の尺度で計るのではなく、ほんと普通のおじさんやおばさんや、おじいちゃんやおばあちゃんが感じてる意見を述べてむらうには言おうとしてる事は分るんですけどもう少し分かり易い、ほとんど漢字で埋め尽くされているので今度ちゃんと論点をまとめるもう少し例えばこういう風な言葉でもこれは違う分かり易い言葉で羅列してあげないと、これじゃ見ただけでなんだか、おらあじゃ分らんていう風な感じになってしまうのでそういうことは難しいですかね？もう少し分かりやすく私達には散々論議してきたのでこういう羅列でも良いんですけども一般の村民の人たちにももう少し親切な表現で何とか論点がまとめればと思います。

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

一番分かり易いという部分は例えば治水について考えれば当初ダム案のときはこうでしたと、でもその後の流れの中で、特に緊急性を要する下流域の所を最低限の工法で考えた時にはダムが無かったらこういう形になりますと、何処がどうなるということはやはりそれは話の中で持っていくべき事だと思いますし、後はそれに対してどんなお金が掛かってくるのかという事もやはり自分で考える時の大きな要素だと思いますので、利水案についても出来るだけ特に自分たちがこれから背負って行かなければならない財政的な部分についてははっきり数字は示しておいて挙げるべきだと思いますし、その中であと考える事は例えば30年の安全度はもうちょっと上げるとかそんな話を今度の公聴会でされてきてもその部分についてはこっちとしてまたやり直すところには多分結論付けている部分ですので出来ないと思いますので、そういった事よりもこれでやって先程言ったみたいにその為には最低限これだけの物がダムが無くても必要ですという様な話、ダムがあればこういう様になりますという話、それから利水面について言えば部会の中で話してきた中でダムからの取水というものが一つありますし、それから新たな地下水源を探すという事それから、虻川からの取水を考えたらどうかという事それから今日突然出ましたけれども、硝酸性窒素の処理施設についてもやっぱり放っておけない部分かなという気がして捉えていますのでそこら辺の部分もやはりのして頂いた上でやはりそれが単独で出来るものなのかと一番良い方法それだけではないかと思っておりますので、そういった物をうまく絡ましていくという方法というものを考えていかなければならないと思っておりますので、その辺の所が住民の皆さんがどういう風に考えていくのかということをお願いされる様な、形の文書が一番、それは難しいんでしょうが好ましいんじゃないかと思っております。だから結論づけられている所は一つドンと頂くくらいで、後例えば今言った様に新たな水源というものはダムなのか地下水なのか虻川なのかそういったところを中心にやっぱり話を進めていける様な資料の出し方が良いのかなーという気がします。

竹内部会長

わかりました。まあそれぞれ今出たご意見を元にまとめていくというふうにさせて頂きたいと思うんですけどよろしいですか。はいどうぞ小林委員さん。

小林委員

大方の我々が今まで議論してきたムードは有線テレビが細かく流してくれますので関心のある人は色々話をしても良く知って頂ける訳です。だから、あんまり公聴会に積極的に出てくる人はとんちんかんな事を言ったり、専門用語をあえて解説しておかしな事にしなくても大丈夫のような気がするのですがね。それでお願いしたい事は字が小さいと思うんです。大きな字で国会の大臣の答弁書に部下に書かすようなでかい字で書いてそれまででなくてもいいが、ある程度大きい字で書いてもらったほうが、なじみ易くていいんじゃないかと思っておりますので、もう少し大きな字にして頂きたいと思っております。

竹内部会長

貴重なご意見ありがとうございました。今頂きましたご意見を基にしてお任せ頂けますでしょうか。その辺のところは、一応これを叩き台にしてやるということだね。あと資料を論議が出来るやすいものを簡単なものですが用意すると。それをお任せいただきたいと思います。よろしいですか。

続きまして今空白になっている部分で残されている課題で、後の方で費用対効果試算の関係にも絡んでくるのですが、治水対策について途中で論議が終っております。一応前回小林委員からは陳情的な話も出た訳ですけど、前に出ました郷土沢川部会・河川改修検討案第10回部会資料5です。これに基づいて論議をいたしました。これについてダムによらない場合の河川改修、30分の1でやった時の対応について一応書いていただいたものですけどもそれについてとりあえずこのことの検討案の頂いた資料までの意見を頂いているんですけども、これで本当に大丈夫なのかと、生活の実感としてもっとやってほしい所があるよと、こういう話がありました。そこまで話が終っておりますので、ですからそれをもうちょっと、もしあるとしたら具体的に出して頂くと、果たして出来るのか出来ないのか含めて、そうしないと試算の方も費用がどれくらい掛かっているのが最終的に出来ません。ですからあと皆さんから具体的な話を出して頂ければと思います。それから当然公聴会の時もっと簡略な例えばこうなった場合はこうだという箇所ぐらいの地図は出さなきゃちょっと理解出来ないという気がしますので、その点を踏まえて議論をお願いしたいと思います。もう一度小林委員さんから前回陳情した中身も含めて、言って頂けますか。そうするときっと皆さんイメージ沸くと思うんですが。

#### 小林委員

私の地元の一人としてお願いというか丁度たまたま建設事務所長さんとか県の河川課の係長さんが見えになっている良い機会だと思ってお願ひしたのですが、第10回の時に示されました河川改修箇所をA、B、C、Dに分けて延長を掲げているんですけどもその中でダムが出来る出来ないに関わらずこの前お話ししました通り県道伊那生田飯田線の上に地元では俗に旧道と言っているんですが地蔵堂林里線がある訳です。芦部川橋って言うのが二つありまして、新芦部川橋と芦部川橋があるんですけど、その上流でこの前の頂いた図面のB区間の所ですね、その左の中にL=150mとなっているんですけどもその左の箇所が現況を見ただけですとS型カーブの様な法線になっておる訳です。それでその部分を大改修するといっても今の時期では予算的に問題があるかと思ひますので、毎年各市町村そうだと思うんですが豊丘村でも今月18日に各区でヒヤリングをやって土木申請をやります。それで区から県工事で県道若しくは県が管理する一級河川の指定区間でこういうところをやってもらいたいとこを区長から来月の始めに村の方へヒヤリングすると思うんです。その時に、多分上げて来ると思ひますので、この箇所を郷土沢ダムがどうのこうのと言うのではなくて、58災の時も大変危険な事がありましたので、この点をやって頂きたいなという事で個人的に陳情したこういう事があります。

#### 竹内部会長

代替案には直接関わりないということだね。当面急を要するという事で。わかりました。この

前現場を見ると言っていましたね。それと例えば具体的にダムがない場合には土砂流出抑制策をどうするのかという所を論議しておりません。ですから上流部に例えば上流部に土砂流出抑制策として具体的に砂防堰堤があるのかいないのか、その辺も含めて論議を頂きたいと思います。

川野委員

今のまだ続きなんです、A 区間と B の金山地区に関しては河川改修を前に頂いた時に小林委員がおっしゃる所と同じ場所の不安を私も前々回申し上げた時は、そちらの方から 30 分の 1 の確率の時は流下能力がここはある箇所だから河川改修の対照には入れてないというそう言うお返事だったのでその後、ここをもう一度よく見て頂きたいという事をお願いしたんですがその後の状況をお願いいたします。

竹内部会長

はいどうぞ。建設事務所の方で。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

建設事務所です。川野委員さんと小林委員さんにご指摘頂いた箇所の現地を見させていただきました。私どもの既存の資料ですと今の県道の上、それと村道の上の断面については流下能力があるという形で改修区間から外してあるという状況でございます。それでお話頂いたのは B 区間の下につきましては人家が連なってる地区で護岸等老朽化したところが不安だと伺っております。部会の中で議論頂いた中でそこも検討しなさいとなれば検討してまいりたいと考えております。

竹内部会長

はい、川野委員さん。

川野委員

この金山地区は堤防を嵩上げる改修案だったと思うんですが、それでがっちりやられると 58 年の木下さんの、あれは 63 年だったか木下正志さんに濁流がドンと突き当たるところはあそこから下の今小林委員さんが言った私たち旧道って言っているんですけどその川の形ですね、S 字って言うのか川そのものの形っていうあれにものすごく不自然な流れを感じるんです。特に金山地区で堤防を嵩上げた場合あそこがもう確実になればほんとの集中豪雨が起きた時にはもっと今までよりも濁流があそこへ突き当たりもう一箇所橋の下のところへ突き当たるとるんです。2 箇所ものすごく突き当たる所があって近所の方が不安に思っている箇所があるので、金山地区の堤防を嵩上げて頑丈なものにすれば、余計に今までは金山地区は越水した事ありますよね。越えて水害が起きてしまったそのために下が救われたということは可らしいんですが、水害というのは色々なパターンがありますので金山地区が強固なものになれば、その下の補強も十分に考えていって頂かないとご近所の方の不安は消えないと思います。

竹内部会長

何か建設事務所の方でありますか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

確かにカーブの所は水衝部でございますから、洪水の時にはぶつかる所が出てきます。そういった中でそこを補強しろとか、老朽化護岸を補強しろとか、部会で提案されればそんな方向でまとめるかと思えます。

竹内部会長

よろしいですか。川野委員さん。関連ですか？

吉川（明）委員

川野委員のおっしゃりたい事を私なり言ってみますので違っておったら言って下さい。A区間からもB区間からも除かれた、AとBの間は川野さんが考える状況では危険だと考えているんですね。その危険が2種類あると思うんです。一つは水が入る量はちゃんとあるのに壊れかけていて根が掘れかけていて58年の様な攻撃をされると下からめくられたりして、また壊れるんじゃないかという危険、もう一つはこっから先私が誤解してはいけないんですけど、川野さんはもしかしたらまだ量が足りないじゃないかと思われている節も感じているんですね。そう言う意味で今の松木さんの説明を聞きますと、入る量はあるんで、もう本流をかえる河川改修はいらない、量があるんでいい。変わりに今の根の周りですとか護岸のやり方を強固にするというやり方で解決するんじゃないかという計画という風に私はとっています。そう言う意味でいきますとB区間のところで金山のところで嵩を上げるというのはこのAとBの間にはそれだけ量に余裕があるから上のところも嵩を上げて水を越水させないでとおしてもこの下はちゃんとした護岸さえ出来ていれば越水しないという風に受け止めているんですけども。私のそう言う理解でよろしいのでしょうか。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

吉川（明）委員の説明の通りと判断しております。

竹内部会長

関連ですか？はい丸山委員さん。

丸山委員

現地を部会でも何回か見ましたので、私はあの地点については確かに木下さんのお宅については、かなりの攻撃面で大水が出た時は音だけけれどもかなり緊張されるんじゃないかと思えます。その後左にカーブしましてまた右にゆるくカーブして行くという形のところに橋があるんですけども、あの面も左岸側については道もあって十分高さも確保出来ているような気がしますので右岸側に

については特に橋下の部分については下の井の取り入れ口の絡みもありまして、若干高さ自体先程言われた流下能力は十分あるというお話から考えるとちょっと不安になる私も見えて感じていたんですけどもその点については如何ですか。

竹内部会長

それじゃお願いいたします。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

この前もご説明したとおり、私ども大きなピッチの横断図で判断しております。確かに丸山委員のおっしゃったとおりその老朽化した護岸というのは把握しております。それでどちらにしましても、実施に当りましては部会の方でまとめていただければ今後実施に当り検討してまいりたいと思っています。

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

あの部分についてはやはりぱっと見た目でも私はかなり厳しい高さしか確保されていないんじゃないかと思っておりますので、是非部会で治水の計画の中でしっかり入れて行って頂きたい部分だと思います。

竹内部会長

その前に吉川村長さん。

吉川（達）委員

前回の説明の中では流下能力が無い所ということで、ダムに関連しての改修だったかと思えます。前々から村でもお願いしている危険箇所についてはそれぞれの皆さんからお願いをした箇所は心配でございますので、早急に出来る方法をこのダムとは切り離して応急処置という形で、危険な箇所をやってもらえるのかなーと思いましたので私もあえてお願いしなかった訳ですが地元の方々の皆さんこの部分についての心配をしておりますので、何とか宜しくお願ひしたいと思ひます。

竹内部会長

吉川（明）委員さん

吉川（明）委員

ここの部分の流下能力について実質この前公開測量を皆さんでいたしましたよね。その時のデータを基にして私の独自ですけども、教えて頂いた公式に入れて流下能力を測って行きますと正

に流下能力はあります。その実例として今年の7月の10日の日に先程言いました102mmという言ってみれば洪水。1日当り80mmを越えた雨量がありました。時間雨量も56mmですか、20mmの洪水を越えた雨が降っております。その時に地域の方が旧道の右岸、上から見て右方の橋脚の下の石積に水が何処まで上がって来ているか見て頂きメモを提供して頂きました。現実に水の少ない時に現場に入りまして石積の上から12段目逆にいうと下から石一個分、高さで26cmの所に最近での最高水位がありました。雨降ったデータとこの痕跡を比較して多分これが最近の一番データの的に高い所なので公式に当てはめて流量を計算したところ、139という数字を扱っている中で3.9、水の深さ26cmしか出ていなかったですね。それは降り方によっても違います。前の日の雨から見ると梅雨明け直後で雨が降ってなかったところにきたという雨ですので、保水としてはかなり保水能力がある上流部からきた水ですので、水が出なかったという事があるかもしれませんが、現実に水の嵩は26cm程しか上がってないという事もあります。上下細かに測って行きますと正にこのBとAの区間の間は、護岸としては壊れています。根も出始めております。そういう危険度は高いと思いますが良く話題になります粗度ですかね、床がコンクリートなのか砂地以下のものか、あの辺はほとんどコンクリートの状況です。一応ブロックの所もありますけれども、そう言う意味でいくと現地へ行って計った数字等から考えると流下能力はあると思いますので、正に今ある護岸を言い方は悪いかもしれませんがコンクリートできっちり固めてしまえば流下能力はあるんじゃないか、と逆にいうと粗度を上げて言い方は悪いんですけども石じゃなくてコンクリートにしちゃってそう意味では逆行してしまいますけど安全の為にあの部分だけは3面張りにする様な方向も提案して行く、危険回避の為に部会から提案して行ったらと思います。皆さん如何でしょうか。

竹内部会長

よろしゅうございますか？そういう事で部会として確認させて頂くという事でよろしゅうございますか。ただダムによるよらないに係りなく位置づけてほしいという意見が出ているんですけども。その点について如何ですか。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

実施例として県道から下の右岸の護岸を補修したと思います。現在でも老朽化して弱いところは改修しているという現状でございます。私どもとしてはああいう形で対応しているという現状でございます。今回部会で意見がまとめられますと、維持管理の範ちゅうでも対応できるという形ですので、まとめて頂ければ有り難いなと思います。

竹内部会長

そうしますとダムによるよらないに係りなく危険が指摘されている箇所については、早急に対処して頂きたいという様な文面であえて入れさせて頂くという事で。そういうことを確認させて頂きたく思います。他にございますか治水対策で。河川改修案、それから先程土砂流出抑制の事もご検討頂きたいと申し上げた訳ですけども、如何でしょうか。よろしいですか。はいお願いいたし

ます。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

ちょっとご議論頂きたいのですが前回田島委員さんの方から E 区間と F 区間の件なんですが、F 区間につきましては堆砂敷なので改修区間に入れませんというお話を致しました。E 区間につきましては村道が隣接しているところございまして、ここも改修区間に入れた方がいいのではないかと提案がありました。それにつきましてご議論願えればありがたいと思います。

竹内部会長

田島委員さん如何でございますか？

田島委員

前回の時いわゆる背後の耕地面積はごく少ない面積であるけれども、村道が重要な路線でありますのでやはり洪水によって道路が流されるようなそんな関係があると困るからこれも対象にしてほしいとこういう事を申し上げたんですが是非ともお願いしたいと思うわけです。

竹内部会長

部会の皆さんにお取り計り致しますが、今のご提案についてはどう致しましょう。盛り込むか盛り込まないかということになりますね。一応ご意見を頂かないと。

吉川（達）委員

私も通った事があるという事で日ごろの様子をこれまで行って見てないので申し訳ないのですが、地元の区長さんとすればそういうことだとすれば、是非お願いしたいと思います。特に豊丘村においては各区において土木行政或いは河川管理を主体にやって頂いております。そういう地元の皆さん、いつも見て頂くご心配でございますので、是非取り上げて頂きたいと思います。

竹内部会長

はい、吉川（明）委員。

吉川（明）委員

実は私も E 区間の下側の道を何度か通ったことがなくご意見申し上げるのははぶかるのですが、ここに区の皆さんと村の当局の皆さんと再度の確認をされて、改修の必要があるかご判断を頂いてお願いをして行く方向で調整されるのがよろしいかと思っておりますので、そういう方向でいかがでしょうか

竹内部会長

どんな表現にすればよろしいですか。箇所の適切な表現は。田島さん。

田島委員

これは実情を考えると道路をどの程度の高さにという事を数字的には申し上げられない訳ですけど道路をこの区間は上げてむらいたいとこういう事です。それが即堤防護岸になっているという事ですので、護岸上を道路が走っているという事です。それで、区間としては下流の所が問題になりゃあしないか。もう少し下流まで問題になるんじゃないかと、むしろ上流の方が少ないと思うんで、そこらも現地の確認をお願いしたいと思う。

竹内部会長

じゃあ、入れて頂くということですね。よろしゅうございますか？どうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

実施に当りましては区間は検討すると致しまして、とりあえず私どもがとらえている流下能力不足がこの区間という形で、この区間を改良区間に入れるという事でよろしいでしょうか？

竹内部会長

はい、よろしいですか？他にございますか。土砂流出対策はよろしいですか。前話されてた石がごとごとと流れてくるという様な話は、一応これに基づいて試算をするんです。お金が幾ら掛かるかという、その為に今日固めて頂くために申し上げている訳なんです。

川中島委員

何にかの折に申し上げたと思いますけど芦部川下流のAの付近は現在でも1年に1度位は重機を入れて頂いておるんですけど、この事は是非継続的にお願いしたいと思っております。

竹内部会長

何かありますでしょうか？建設事務所の方で。

木下飯田建設事務所管理計画課長

河床整理とか、土砂が溜まった場合の事ですよね。そういうものにつきましては維持管理の範囲内でやって行きたいと考えております。

竹内部会長

最後の報告の段階で文章の中に入れておくような格好で当然日常的な維持管理についてもという風になると思うんですが。治水対策についてはそういう事で閉めさせていただきますがよろしいですか。続きまして時間無くなって来て申し訳ないのですが前回までの積み上げの中でもう一点残っている事があります。それは前に松島信行委員から出されていた自然環境の検討の折に松島信行委員から、さらに追加の意見を述べたいと過去にありまして、その中でもうちょっと自然環境

の保全についてまとめをしてないという経過がございます。その点について松島信行委員から自然環境に関して追加の意見をお願いしたいと思います。

松島（信）委員

先ず村長さんにお伺いしたいのですが、豊丘村村民憲章で言うんでしょうか、ありますよね。第一条、これは確か豊丘村が一番大切なのは環境であるとそういう様に掲げてあった様な、その文句は忘れちゃけれども、それは村民の各戸に配布されていて、今までの議論の中で芦部川の水は良いんだと、いう議論は多くの方が語ってありました。しかし裏返せばそれは芦部川の現時点におけるダム計画上流域の多様な環境の結果だと思うんですね。そのことに対してまた裏返しますと、豊丘村の一番真っ先に掲げた信条、それが今までの議論の中ではあんまり重く取り上げていない。これは豊丘村自身のことに対して何故そんなにダムに拘るのかという事、その中で一番矛盾を感じる点なんですね。そのことは一応お聞きしたいとこういう事が先ず一点ございます。

竹内部会長

はい、吉川村長さん。

吉川（達）委員

ほんと大事な事でありまして、この文句が緑と清流をこよなく愛する村にしましょうということをおっしゃられるんじゃないかと思いますが、ほんと今悲しい部分がありましてダムとはちょっとかけ離れますが、今松食い虫ということで内の 76.85 k m<sup>2</sup>の約 80%が山林その内でも 3 分の 1 以上が赤松林でマツタケのが特産になっておる訳でございます。しかし松食い虫が侵入してきまして下段についてはあのように枯れた赤松林ということで、それも悩みの種で中学生の子供たちからも議会等で言われる訳でございます。それともう一つは農業の後継者不足ということで、高齢化とまた後継者が少ないという事で、耕地の荒れ、そういう様なことで二つ大きく悩ましておる訳でございますが、そういう面では反省しておりますが、一つダムの問題につきましてはあの程度のダムでございます。ひとつ災害を防止するそういう点で洪水対策としては、私はこの村民憲章に合ったこの事業であるという事で、歓迎しておる訳でございます。ただ、清流ということになりますと、一つが貯留ダムを造る訳でございますが、この点につきましては、湯水期において、河川に生物が十分生きられるという点で、河川水の調節が出来るという事でございますので、その松島先生の心配の部分はそういう風に理解している訳でございます。

竹内部会長

はい、松島（信）委員さん。

松島（信）委員

今のような村長さんの答えですから、これは水掛け論になって少しも進歩しない訳ですね。そ

れですから限られた時間の中で無理かもしれませんが、今まで何十回と私が検討委員になってから、つまり部会が始まる以前から今日まで、現地を歩いた中で、現地をつぶさに見て色々な現象を見てきた中で、豊丘村の中で一番自然環境に限って言えば、郷土沢のダム計画の所は、言ってみれば豊丘村の宝石の様な場所ですね。しかし、そう言う所だからこそダム計画が十数年前の流れの中で生まれてきたという反面もあった事も事実ですね。そう言う中で村の村民憲章として、いい言葉を真っ先に上げる。しかし実際やることは、村一番の宝石の様な環境を破壊してしまう。と言う様に私はとります。そんな中で村の人たちがどれほど興味関心を持っているかということに関して、先だって村の広報を見せていただくと、郷土沢部会が始まったということで、4回にわたってダムについて色々解説をなさっておられる。そうして一番最後の数行の所に村で大切な事は環境であると書いてある。たった数行でね。しかしその具体策は何も触れていない。だからまったく今言われた事と大きく矛盾する訳ですね。それはそれでおいといて、豊丘村は松枯れで苦しんでいると言われました。それはマツタケを村の重点的な生業としとる立場としては大きな問題である事は確かです。だったらその松枯れに対してどういう方策が良いかという事の対策をほとんど人任せと言えばちょっと言い過ぎでしょうかかもしれませんが、現在の法律に基づく対策しかやっていない。現在の法律に頼るやり方だけだったら、今生えている松が枯れてしまえばそれ以上心配ないのでしょうけども、今までの全国的な経過からすれば、松枯れ対策をこうじたって進行するんですね。そう言う事実がもう20年30年と証明されてきているという現実をやっぴりちゃんと見据えて、堀越方面をはじめとして、ちゃんとした対策をある程度、講じておれば、そんなにダメージを受ける訳じゃないんですね。本当に緑と清流を愛するんだったら、そういう基本的なところから出発してほしい。そのへんの所が言ってみればさっき言いました水掛け論になってしまうなと。

つまり、今までの自然環境に対する接し方が違って来たという建前があるかも知れませんが、やはり一番大切なものは何かという所から出発してこないと、当面の一番苦しんでいるところを手っ取り早く解決したら良いかというだけにとらわれると、効率だけにとらわれると、ここ数年というか10年というか近い将来に良くなかったなとということになる、そこまでを見通してやって行かないとだめではないでしょうか。これは何回も言わしてもらいたい事なんですけども、私が言うだけで村の方からは賛同は得られないという事は残念に思います。

竹内部会長

はいどうぞ。川中島委員。

川中島委員

現地調査の時も見て頂いたと思いますし、松島先生も十分ご承知だと思いますが、私が子供の頃はあの川にはもう少し水があって、魚を採る事が出来たんです。今は渇水期の期間が長いのかとても魚が住める下流の状況じゃないです。私が期待するのはもしダムが出来て安定した水が流れるなら、これは清流の川になると、村民憲章に合うと確信をしております。

竹内部会長

他に環境についてご意見ありますか。

松島（信）委員

それでは、お聞きしますがいいですか、私も佐原の人と一緒に歩いて今川中島さんの言った事は聞いてます。現に釣り師も時々堀越の橋の上から上流に入っているのに出くわしました。そのたんに何処で釣っていますか？何が釣れますか？と聞きます。はっきりと釣り師も言います。釣れてると。良いですか、私は短時間ではあるけども歩いて積み重ねた事から、言っておるんです。それでじゃ聞きますけどもあそこのダムサイドの進むところの生えてる樹木の中で、豊丘村にとって何が貴重な樹木だとお知りではないでしょ。それは自分ではわからないから樹木の良く知っている人に聞いてみますと、ここに生えている樹木の中で豊丘村で一番は野田平のコブシもそうでしょうけども、あそこのミヤマトサミズキだと、これはもう本州の中でも郷土沢辺りが北限であると、そういう様なことを本当に受け止めるというそういう許容力を持ってほしいんです。

川中島委員

先生にお説教されても私もちょっと分らないんですけども、ただ芦部川の下流に水がない、これは緑の清流にならないという様に単純に思うわけです。

松島（信）委員

だから芦部川の上流の森林状況を皆さんで見て頂いたんじゃないでしょうか。でも森林状況も森林管理局の方で努力されていて、年々良くなっていると思いますよ。でも10数年前に皆閑した事によってあのような崩壊が進んで、あそこは郷土沢と違って地形も急峻で花崗岩の風化の状況も違って、ほとんどの小河川はつるつる岩盤から直接流れ出していましたね。ですからいっきに水は出る、しかし渇水期になればかたまってしまふ。つまり芦部川下流は確かに川中島さんの水を取る場所ですから、苦しいんですよね。しかしその問題は郷土沢だけの問題だけではなくて芦部川全体の保水力を高める方向へ、今後努力する事と、もう一つはやっぱり限られた水を利用としてどうやって使うかということは幾つかの用水の人たちがうまく融通しあって使うとか、そういう事への努力がなかったら、ただ自分の所には是非という様な、そういう事だけでは収まらない訳、全体のバランスを良く見て芦部川全体はいったいどうだと、それに対して郷土沢はどうだと、そういう取り組みが総合的な治水のあり方じゃないんですか。現状だけを問題にしていただけではだめだと思うんです。将来計画に対してどういう風にもっていくかという事が一番大切なんじゃないですか。

竹内部会長

はい、吉川（達）委員。

吉川（達）委員

村外の方から、このように豊丘の自然を愛してもらって、心配していただいているという事はありがたいと思います。しかし、一口にダムを造ると自然を壊すという事ではなくして、豊丘の郷土沢に造った場合には色々とメリットがあるんだと、例えば一つあの急流の中を清流が流れてきて下へ下ってしまうんですがあそこにダムによって貯水池が出来、そこでまた水が当り一面に保水力を保つという事も、また新たな植物の再生につながるという事もありますし、またそこへ行っただけの人たちの今までの山ばかり見とるのではなくして、綺麗な湖と緑の山それから遠くには白い雪をかぶった山とか、色んな風景がそれぞれの方によって非常に感動すると思うわけでございます。ただ言われておりましたみやも土佐みずきについても確かにいい花で誇りにしている訳でございますが、豊丘には各地にああいう花の群生地がありますんで、ただあそこに限った事はないし、もし、その下流でも多分残ると思いますし、その周辺に植えるとすればそれは人工で植えたものは、自然の方に言わせれば魅力はないと言われるかもしれないけど、再生させようと思えば、再生出来るんでは私は感じております。

竹内部会長

それじゃ、松島（信）委員。

松島（信）委員

先程からも水掛け論になるとはこういう事を言っているのです。いいですか、あそこへ水を貯めればどう変化するか調査して報告しました。理解して頂けてないですね。村長さんにも理解されていないんだから、村の人にも理解されていないかもしれません。郷土沢のダム計画地点へ人が手を加える事によって、その深層風化岩盤が、一気に急速風化するという事を、風化現象が急速化するという事、その場所にダムを造ったら、自然破壊その物ですよ。それから、ミヤモトサミズキだけのことを言われました。環境というものは、これは生態系の問題であって、そこにどういう動植物が生殖しているかという自然のつながりの事が、環境そのものですよ。一つの種類の事ではない。森林土壌がどれほど大切かということは、片足の下に、例えば線虫類だったら数万匹いると言われてるんですね。土壌生物が。そういう様な一種の複雑なしかも成熟した生態系を簡単に壊しちゃう訳ですよ。それを自然破壊と言うんですよ。でもそんな事を言っただけであまり聞いては頂けないでしょうが。それじゃダムを造って、何年持つかしれませんけども、その暁はどう回復するんですかっていう解決はまったくついていないでしょ。色んな事を言いましたが、私は部会長さんから環境の事についてもう少し意見を述べたいと言ってあったから述べさせて頂いたんですけど、ダムの問題について言うならば環境の事は一番真っ先に皆さんの胸にちゃんと受け止めてもらわないと、環境は、他の問題とは大きな違いがあるんだよと、本質的に。そこんところが一番重要なことなんで。それはダム計画の中ではさらりと流されてしまっている。これからはそれでは進まないという事は、感じないんでしょうか？

吉川（明）委員

村長は先程メリットという言葉が口にされておりますが、正に私も常にメリットを追い求めて

生活しております。それは自分にとって何が良いかという中でこちらを選ぶという利の方をいう事だと思うんですが、環境というものをこれだけどうして私たちが世界的に環境って言い出したかと申しますと、壊し続けた弊害をやっと気がついた状態だと私は思います。そういう意味である人はこう言うておりました。たったあれっきりの所が壊れたって、影響はないよって言いました。でもそういう思いで、あれと同じ規模のものをもっと言えばもっと小さな物を造り続ければ、点から面が変わっていくという結果が現れていると思います。大きなダムなのか、小さなダムなのかという事ではなくて、結果として造り続けた事により、環境が破壊されて大きな面積になってしまったという事で、地球の温暖化の問題になってきていて、その問題はやはり自然環境、樹木をいかに育てていくか所にたどりついてきている点については論議の余地はないのではないかと私は思います。そういう意味で、あのダム湖が出来た場合に良い風景になるかも知れません。でも、小波の湖面を見た場合に果たして綺麗な湖だなーと思えるかという私は思えません。水面の2,3メートル、何処までも白く土が出ている状態で、多分あれと同じ状態ではないかと思えます。よそのダムも正にあの通りなっている状態が多く見られます。そういう意味であそこにダム湖を造って、メリットの事を除いて考えて景観的なものが良くなるという事を、これからは求めないんじゃないかと思えます。自然は自然の中でその中に人間が入っていくという形が、すでにそういう方向に動き出していると思います。そういう考え方で、小さな規模だから良いというのではなく、小さなものだからというそこら辺を変えていかないと、変わってこないと思えます。変えていかないと、正に地球規模の破壊が進むのだというのが今の環境を考える原点ではないかと思えます。そこについて議論をすれば、自然環境についてのそういう部分でのきちとしたものをある程度方向性と言いましょか、論議されたものを方向性をご理解頂いた上で、論議しなくてはいけないと思うんですけども、そういう意味ではダムを造っていったりすることによって、壊れていく自然それをまた、もし戻そうとした場合ダムを外す、崩れた山をどうやって直すか、そういう事を考えていきますと、造るよりもっと多大なものが掛かる事は私は間違いないと思えます。先日現地調査した工事も2500万のようでしたけれども、あれがいくつも連なっていく状態を多分ではなく、ほぼ間違いないく崩壊を湖面はして行くと思えます。それも警告として県の方の委員からも出ておりますけども、そうやって考えていきますと、壊していくという状況をつくっていく事事態は、もうすべきでないと考えます。そこにはやはり、メリットという経済性については先程も幾つか案が出てきておりますが、そういう方向を目指していく方向があるということは無視しないで、環境も同じように保全するという意識を持つべきだという風に考えます。

#### 吉川（達）委員

私も素人が環境問題を探求してもなかなか時間が掛かるばかりだと思えますけども、私は豊丘に住むものとしてこれからもその場へ行く者として、感じを申しただけでございまして、そういう様な専門的な事については、当然今環境問題を捨てるとか、投げやりにしよという事ではなくて、誰もが環境は大切だと後世に残すということから、このダムについても或いはこの間見て頂いた、砂防工事にしてもまた針葉樹を植える中に落葉樹なんかを入れるというのも、全てこの

自然を守りたいというそういう事からの、研究者の発想であろうかと思えます。そういう様な点で環境影響調査等のまた前に報告頂いておりますが、私その中では特に問題ないんじゃないかというように解釈しております。

竹内部会長

論議続いていますけど、最後にして頂きます。どうぞ。

川野委員

先程からお二人の意見を聞いておりました。前から私が言っておりますが、田中知事のコンクリートのダムには絶対否定していると思えます。そうしてそのダムと名前がつくものが自然を壊すというのが、とらえ方のように今受け取られてなりません。それでは例えば日向山のダムが出来ます。あの虻川に何基も砂防ダムが出来る訳ですか。5基も6基も多分7基くらい出来るんじゃないかと思えます。そういう物に、日向山砂防ダムとかそれは郷土沢ダムほどではないからそういうものは、計画に上がった段階では、何の抵抗もなく自然環境の事も論議される事もなく、今日まで来ている実態がある訳ですよね。私は今日この場でお二人の意見を聞いておまして砂防ダムであろうと本当にこれは自然の中にコンクリートを打ち込んで、土砂をとめてやる訳です。それは郷土沢ダムほど自然を壊すのではなくて、そこに大小の差はあるかも知れませんが、その郷土沢ダムだけがほんとに自然を壊す鬼のようなとらえ方をして、堰堤のようなものはどんどん造られるという事に、非常に私は矛盾を感じております。今日私はどうしても最後にこれを言わなくてはなりませんのでこれは私個人の、お二方と相反する意見だと思えますが、そこまで自然を愛するだったら、砂防堰堤であろうが何が出来る時であろうが、じゃあ自然論議をすべきではないんですか。それだけを言いたかったんです。

竹内部会長

それぞれ反論があるかと思えますが、ちょっとお約束の時間が迫っておりますので、今日のところはここで打ち切りさせて頂きたいと思えます。また次回の時にお話があればやって頂くという事にしたいと思えます。それじゃ今日の段階のまとめに入りたいと思えますが、公聴会の件は先程申し上げたとおり、延ばして頂くという風にさせていただいて、次回20日の夜公聴会をさせて頂くと。今、日程的な話で今、実務の関係で仕事の面でも、公聴会をやるのに一応閲覧しなくてはいけないので、それを期間やっていますと実務的にどうか。20日とかなり厳しい現状があると、というのは、今日一定の事がまとまってしまえば良かったのですが、そうするとそれをまとめる作業もあったりして、ちょっと打合せしているあれもないんで、出来ればこれは私案なんですけど、残された課題がありましてその事は申し上げますけども次回20日は丸一日部会をやって、公聴会にかけるのもうちちょっと具体的な文章をもって、皆さんにお諮らいして、それで審議を進めて、その後予定している28日の夜に公聴会をやった方がより確実じゃないかというのが事務局の案なんです。それについてどんなもんかなど。要するに意見を述べて頂く方に対する見解を見ていただく期間を設けるのがちょっと厳しいという事に話になっちゃったんですけど。

如何でしょうか。それで一応考えていますのは、次回の部会の論議というのは、今日の延長で行きますといずれにしましても、今日出ました、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の施設の関係ですね、これの具体的検証はどうなっているかという事を、次回はっきりさせるといって、調査して頂いて、それから後、それに関わる費用ですね、施設も含めてどうなのかと、どんな事が考えられるかという事をはっきりすると、それから今日出てます、河川改修に対する費用をお出しいただくと、それから後具体的なこととして代替案については具体的につめて可能性はどうなのかということの検証をしっかりとやるという事を一応予定している訳ですけども、資料提出についてはね。如何でしょう。

小林委員

私は今部会長さんの言われた様に、まだ完全に出来ていない所で尻きりとんぼのところで公聴会をやれば混乱をしちゃうと思いますので、出来れば今言われた様に一日、あと論議をした後で公聴会をやって頂いた方が、いい様な気がいたします。

丸山委員

私もそれで結構なんですけども、20日の日には是非お願いしたいのは、2点あります。今日出して頂いた特に硝酸性窒素の処理施設の問題は出来るだけ詳細のものを取り揃えておいて頂きたいという事と、それと特に前回の時もお話があったんですけども、財政ワーキングの方からの今の県財政の状況であるとか、そういった事についてもやはり触れていって知識として持っていたいと思いますので、今それについては取りざたされている所であると思いますので、そういった物についても是非話を頂けたらと思います。

竹内部会長

はい、先程公聴会の日程を一旦決めた訳ですけども、それは色々な意見を頂くと意味で今までの事は出して頂くということで、ただ今私が申しましたのは日程的な話だけなんです。ちょっと今、相談した結果が、閲覧というか、その期間が短か過ぎるのではないかという話になってしまふ。

吉川（明）委員

確におっしゃられたように、皆さんにお見せするまとまったものを私達が論議しないで、見ないで、公募というのですか、されることは、やはりいい方向ではないと思いますので、次回20日に、その文章、皆で論議して、何とか詰めきって文章にして、28日公聴会というそういうスケジュールでいかにざるをえないかと、私も思います。

竹内部会長

はい。大変申し訳ないですけども、そういうことで宜しいですか。20日の日はご都合如何ですか。ですから夜の部が、昼間に移るということになるのです。はい、田島委員さん。

田島委員

明日から 20 日までの期間、20 日から 28 日までの期間というものは、確かに 20 日から 28 日は一週間しかない訳ですけれども。いわゆる周知期間として、かえって、その方が短くなるのですが、それはいいのですか。大丈夫ですか。

竹内部会長

要するに文章をまとめている、明日からまとめなければいけないですよ。その公聴会にお諮りする。今日の皆様からいただいた意見と基に、その期間が要ということなのです。要するに、こちらから作っている関係があつて、という意味なのです。20 日に皆様にお諮りすれば、翌日でも、皆さんから意見をいただいて、宜しいということになれば、それでいいし、公開できると、手続き上の話です。厳しいですね。その次、決まってないです。無理して、やってしまいますか。一任してもらったので。さっき言ったように、一任であれば、何とか間に合わせるということで 20 日に公聴会をやってしまえばいいです。一任してもらえば、何とか無理して、今言ってくれますから、20 日の晩に予定通りやると。宜しいですか。さっきの論議の延長で、だからやると、ということにして下さい。吉川（明）さん、宜しいですか。

吉川（明）委員

原案的なものを送っていただいて、見る機会があるという事ですか。それとも。

竹内部会長

見ると言うか、その見るという時間が、かなり短くなってしまふので、同時並行的にこういうものを出しましたということで、皆さんにお送りするとか、そういうことです。

吉川（明）委員

例えば、大きなポイントなので、この点は公聴会当日、修正意見を述べるようなことが、可能性あるのですか。

竹内部会長

今まで出たこと意外、はみ出してはやらないから、それは大丈夫です。

吉川（明）委員

わかりました。

竹内部会長

そういうことになってもらえば、さっきちょっと事務より心配したものですから。20 日に予定通り、やらしていただくということで。その前に、せつかく、20 日ですから、1 日と言ったですけ

ど、午後くらいからできれば、部会をやりたいと思っていますのです。部会を終わってから、公聴会にしたいと思っていますのですけれども。如何でしょう。午後1時30分からやるということで、如何でしょう。はい、どうぞ。

吉川（明）委員

20日の日の公聴会は夜やる。その前の午後の部で部会を進める。そうしますと、公聴会用に、皆さんに見ていただいた文章よりも、論議が進む訳です、半日。論議が進んで、前進していった場合、皆さんに提示したものの幾つかが、部会で、例えば結論を得たとすれば、その扱いは公聴会の中で、どういうふうに扱うのですか。

竹内部会長

それは、進行形ですから仕方ないと、私は思います。

吉川（明）委員

それは論議として聞くという。わかりました。

竹内部会長

せっかく集まるのに、勿体無いものですから。一時半からということで、宜しいですか。そんなふうにしていただきます。後皆さん方から次回、もうちょっと何か詰めたことがあった方がいいというようなこと、最後に何か、こういうようなこと検討しておいて下さいということありましたら、その他で、お出ししていただきたいと思えますけれども。宜しいでしょうか。はい、どうぞ、吉川（明）委員。

吉川（明）委員

20日の公聴会を受けての、翌日に部会を持ったら如何でしょう。まとめるというか、新鮮なうちに。

竹内部会長

私、ちょっと都合が悪いです。特段あと無ければ、宜しいですか。ちょっと予定の時間を10分程オーバーしてしまって、申し訳ないですけど、事務局何か他にありませんでしょうか。最後に日程の確認宜しいでしょうか。

青木治水・利水検討室長補佐

そうしましたら、次回の部会開催は、11月20日、水曜日、午後一時半から部会の開催ということで、豊丘村の保健センターで予定をしたいと思えます。それから、公聴会も引き続き、午後6時から開催をするということでございます。通知等は、追ってお送りしたいと思えます。宜しくお願いします。

竹内部会長

大変遅くなりまして、申し訳ありませんでした。朝からずっと、ご審議いただきまして、ありがとうございました。以上で、第12回の部会を閉会いたします。ありがとうございました。

< 終了 > ( 17 : 10 )

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名

印

署名委員氏名

印